

(対後藤大臣)

4月25日 参・内閣委 塩村 あやか 君

問1(対大臣) 本法案は、どのような要件を満たす  
フリーランスと委託事業者に適用されるのか。

【注】

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

1. 本法案は、

- ・従業員を使用せず一人の「個人」として業務委託を受けるフリーランスと、
- ・従業員を使用して「組織」として事業を行う発注事業者との間において、

交渉力などに格差が生じることを踏まえて、取引の適正化等を図るものである。

2. そのため、本法案では、原則として、従業員を使用し「組織」として事業を行う発注事業者が、従業員を使用せず「個人」として事業を行うフリーランスに対して業務委託をする取引に適用することとしている。

3. なお、取引条件の明示義務については、当事者間の認識の相違を減らし、トラブルを未然に防止するという点において、発注事業者の利益にも資することから、従業員を使用しない発注事業者と個人であるフリーランスとの取引についても対象としている。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

## (参考) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

### (定義)

第二条 この法律において「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 個人であって、従業員を使用しないもの
- 二 法人であって、一の代表者以外に他の役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。第六項第二号において同じ。）がなく、かつ、従業員を使用しないもの

2～4 (略)

5 この法律において「業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者をいう。

6 この法律において「特定業務委託事業者」とは、業務委託事業者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 個人であって、従業員を使用するもの
- 二 法人であって、二以上の役員があり、又は従業員を使用するもの

7 (略)

(特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等)

第三条 業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって公正取引委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）により特定受託事業者に対し明示しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その明示を要しないも

のとし、この場合には、業務委託事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を書面又は電磁的方法により特定受託事業者に対し明示しなければならない。

- 2 業務委託事業者は、前項の規定により同項に規定する事項を電磁的方法により明示した場合において、特定受託事業者から当該事項を記載した書面の交付を求められたときは、遅滞なく、公正取引委員会規則で定めるところにより、これを交付しなければならない。ただし、特定受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合として公正取引委員会規則で定める場合は、この限りでない。

(報酬の支払期日等)

**第四条 特定業務委託事業者が特定受託事業者に対し業務委託をした場合における報酬の支払期日は、当該特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、当該特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付を受領した日**（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、特定受託事業者から当該役務の提供を受けた日。次項において同じ。）**から起算して六十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。**

- 2 前項の場合において、報酬の支払期日が定められなかったときは特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付を受領した日が、同項の規定に違反して報酬の支払期日が定められたときは特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付を受領した日から起算して六十日を経過する日が、それぞれ報酬の支払期日と定められたものとみなす。
- 3 前二項の規定にかかわらず、他の事業者（以下この項及び第六項において「元委託者」という。）から業務委託を受けた特定業務委託事業者が、当該業務委託に係る業務（以下この項及び第六項において「元委託業務」という。）の全部又は一部について特定受託事業者に再委託をした場合（前条第一項の規定により再委託である旨、元委託

者の氏名又は名称、元委託業務の対価の支払期日（以下この項及び次項において「元委託支払期日」という。）その他の公正取引委員会規則で定める事項を特定受託事業者に対し明示した場合に限る。）には、当該再委託に係る報酬の支払期日は、元委託支払期日から起算して三十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

- 4 前項の場合において、報酬の支払期日が定められなかったときは元委託支払期日が、同項の規定に違反して報酬の支払期日が定められたときは元委託支払期日から起算して三十日を経過する日が、それぞれ報酬の支払期日と定められたものとみなす。
- 5 特定業務委託事業者は、第一項若しくは第三項の規定により定められた支払期日又は第二項若しくは前項の支払期日までに報酬を支払わなければならぬ。ただし、特定受託事業者の責めに帰すべき事由により支払うことができなかつたときは、当該事由が消滅した日から起算して六十日（第三項の場合にあっては、三十日）以内に報酬を支払わなければならない。
- 6 第三項の場合において、特定業務委託事業者は、元委託者から前払金の支払を受けたときは、元委託業務の全部又は一部について再委託をした特定受託事業者に対して、資材の調達その他の業務委託に係る業務の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければならない。

（特定業務委託事業者の遵守事項）

**第五条 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条において同じ。）をした場合は、次に掲げる行為（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、第一号及び第三号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。**

- 一 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の受領を拒むこと。
  - 二 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額を減ずること。
  - 三 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付を受領した後、特定受託事業者にその給付に係る物を引き取らせること。
  - 四 特定受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めるこ<sup>ト</sup>。
  - 五 特定受託事業者の給付の内容を均質にし、又はその改善を図るために必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。
- 2 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、次に掲げる行為をすることによって、特定受託事業者の利益を不当に害してはならない。
- 一 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。
  - 二 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の内容を変更させ、又は特定受託事業者の給付を受領した後（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、特定受託事業者から当該役務の提供を受けた後）に給付をやり直させること。

(対後藤大臣)

4月25日 参・内閣委 塩村 あやか 君

問2(対大臣) 第3条の明示が義務付けられる委託事業者は、第5条等の他の規定が適用される委託事業者と範囲が異なるのか。

1. 「個人」である発注事業者と「個人」であるフリーランスとの取引関係については、必ずしも、交渉力等の格差が生じやすいとはいえないと考えている。
2. そのため、本法案では、従業員を使用しない発注事業者に対しては、支払期日における報酬の支払義務（第4条）や、受領拒否の禁止等（第5条）の規制を課さないこととしている。
3. 他方、第3条の取引条件の明示義務については、当事者間の認識の相違を減らし、トラブルを未然に防止するという点において、発注事業者の利益にも資することから、従業員を使用しない発注事業者と個人であるフリーランスとの取引についても対象としている。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

## (参考) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

### (定義)

第二条 この法律において「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 個人であって、従業員を使用しないもの
- 二 法人であって、一の代表者以外に他の役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。第六項第二号において同じ。）がなく、かつ、従業員を使用しないもの

2～4 (略)

5 この法律において「業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者をいう。

6 この法律において「特定業務委託事業者」とは、業務委託事業者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 個人であって、従業員を使用するもの
- 二 法人であって、二以上の役員があり、又は従業員を使用するもの

7 (略)

(特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等)

第三条 業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって公正取引委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）により特定受託事業者に対し明示しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その明示を要しないも

のとし、この場合には、業務委託事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を書面又は電磁的方法により特定受託事業者に対し明示しなければならない。

- 2 業務委託事業者は、前項の規定により同項に規定する事項を電磁的方法により明示した場合において、特定受託事業者から当該事項を記載した書面の交付を求められたときは、遅滞なく、公正取引委員会規則で定めるところにより、これを交付しなければならない。ただし、特定受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合として公正取引委員会規則で定める場合は、この限りでない。

(報酬の支払期日等)

**第四条 特定業務委託事業者が特定受託事業者に対し業務委託をした場合における報酬の支払期日は、当該特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、当該特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付を受領した日**（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、特定受託事業者から当該役務の提供を受けた日。次項において同じ。）**から起算して六十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。**

- 2 前項の場合において、報酬の支払期日が定められなかったときは特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付を受領した日が、同項の規定に違反して報酬の支払期日が定められたときは特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付を受領した日から起算して六十日を経過する日が、それぞれ報酬の支払期日と定められたものとみなす。
- 3 前二項の規定にかかわらず、他の事業者（以下この項及び第六項において「元委託者」という。）から業務委託を受けた特定業務委託事業者が、当該業務委託に係る業務（以下この項及び第六項において「元委託業務」という。）の全部又は一部について特定受託事業者に再委託をした場合（前条第一項の規定により再委託である旨、元委託

者の氏名又は名称、元委託業務の対価の支払期日（以下この項及び次項において「元委託支払期日」という。）その他の公正取引委員会規則で定める事項を特定受託事業者に対し明示した場合に限る。）には、当該再委託に係る報酬の支払期日は、元委託支払期日から起算して三十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

- 4 前項の場合において、報酬の支払期日が定められなかったときは元委託支払期日が、同項の規定に違反して報酬の支払期日が定められたときは元委託支払期日から起算して三十日を経過する日が、それぞれ報酬の支払期日と定められたものとみなす。
- 5 特定業務委託事業者は、第一項若しくは第三項の規定により定められた支払期日又は第二項若しくは前項の支払期日までに報酬を支払わなければならぬ。ただし、特定受託事業者の責めに帰すべき事由により支払うことができなかつたときは、当該事由が消滅した日から起算して六十日（第三項の場合にあっては、三十日）以内に報酬を支払わなければならない。
- 6 第三項の場合において、特定業務委託事業者は、元委託者から前払金の支払を受けたときは、元委託業務の全部又は一部について再委託をした特定受託事業者に対して、資材の調達その他の業務委託に係る業務の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければならない。

（特定業務委託事業者の遵守事項）

**第五条 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条において同じ。）をした場合は、次に掲げる行為（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、第一号及び第三号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。**

- 一 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の受領を拒むこと。
  - 二 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額を減ずること。
  - 三 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付を受領した後、特定受託事業者にその給付に係る物を引き取らせること。
  - 四 特定受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めるこ<sup>ト</sup>。
  - 五 特定受託事業者の給付の内容を均質にし、又はその改善を図るために必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。
- 2 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、次に掲げる行為をすることによって、特定受託事業者の利益を不当に害してはならない。
- 一 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。
  - 二 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の内容を変更させ、又は特定受託事業者の給付を受領した後（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、特定受託事業者から当該役務の提供を受けた後）に給付をやり直させること。

(対後藤大臣)

4月25日 参・内閣委 塩村 あやか 君

問3(対大臣) 第3条の「明示」義務の意味を問う。「契約」との関係はどのように整理されるか。

1. 契約とは、民法上、書面であるか口頭であるかにかかわらず、当事者の合意により成立するものであり、本法案の「業務委託」に係る契約も、当事者の合意により成立する。
2. 本法案第3条は、「業務委託をした場合」の取引条件の明示義務を定めるものであるが、ここでいう「業務委託をした場合」とは、発注事業者とフリーランスとの間で、業務委託についての合意、すなわち、業務委託契約が成立していることが前提となる。
3. よって、第3条の「明示義務」は、発注事業者とフリーランスとの間の「業務委託契約」で定められた取引条件について、書面の交付又は電磁的方法により、発注事業者が明らかにすることを求めるものである。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

## (参考1) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

(特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等)

第三条 業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって公正取引委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）により特定受託事業者に対し明示しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その明示を要しないものとし、この場合には、業務委託事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を書面又は電磁的方法により特定受託事業者に対し明示しなければならない。

(対後藤大臣)

4月25日 参・内閣委 塩村 あやか 君

問4(対大臣)。「明示」という言葉は法律上の意味が確立されておらず、「書面の交付」、「電磁的記録の提供」といった文言とした方がその趣旨が明確ではないか。

1. 「明示」とは、一般的に、「相手方に対して明確に示すこと」をいい、その内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法による必要がある。
2. また、「明示」という用語は、労働基準法等の様々な法律で用いられており、その意味は、「相手方に対して、書面の交付等の方法により、ある事項を明確に示すこと」を意味するものと考えられている。
3. その上で、本法案では、発注事業者とフリーランス双方の利便性向上の観点から、  
①取引条件を記載した書面を交付する方法  
②取引条件をメール等の電磁的方法により提供する方法のいずれかを選択できるようにしているため、法律上、これら2つの方法を含む「明示」という用語を用いている。
4. なお、本法案第3条では、「書面又は電磁的方法により明示」と規定しているため、①書面を交付する方法、②電磁的方法により提供する方法の2つの方法が認められていることは法律上明らかであると考えている。



5. このような本法案の「明示」の考え方については、  
施行までの間に関係者にしっかりと周知してまいりたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

## (参考1) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

(特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等)

第三条 業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって公正取引委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）により特定受託事業者に対し明示しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その明示を要しないものとし、この場合には、業務委託事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を書面又は電磁的方法により特定受託事業者に対し明示しなければならない。

## (参考2) 「明示」を用いる他法令

### ○労働基準法

#### (労働条件の明示)

第十五条 使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならない。

### ○労働基準法施行規則

#### 第五条

4 法第十五条第一項後段の厚生労働省令で定める方法は、労働者に対する前項に規定する事項が明らかとなる書面の交付とする。ただし、当該労働者が同項に規定する事項が明らかとなる次のいずれかの方法によることを希望した場合には、当該方法とすることができます。

- 一 ファクシミリを利用してする送信の方法
- 二 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号において「電子メール等」という。）の送信の方法（当該労働者が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

### ○職業安定法

#### (労働条件等の明示)

第五条の三 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者、労働者の募集を行う者及び募集受託者並びに労働者供給事業者は、それぞれ、職業紹介、労働者の募集又は労働者供給に当たり、求職者、募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者に対し、その者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

(対後藤大臣)

4月25日 参・内閣委 塩村 あやか 君

問5(対大臣) 第3条において、契約を条件とせず、「明示」のみを義務付けた理由を問う。

【注】

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

1. (先ほど申し上げたとおり、) 本法案第3条の取引条件の明示は、発注事業者とフリーランスとの間で業務委託契約が成立していることが前提となる。
2. そのため、取引条件の明示を義務付けることによって、
  - ・ 業務委託契約の内容を明確にさせて後々のトラブルを未然に防止することができること
  - ・ また、取引上のトラブルが生じたとしても業務委託契約の内容についての証拠として活用できることから、フリーランスに係る取引適正化等を十分に図ることができるるものと考えており、契約締結に関する義務までは課していない。
3. なお、下請代金法においても、下請事業者に製造委託等をした場合に、契約締結に関する義務を課すのではなく、給付の内容を記載した書面の交付を義務付けているものと承知している。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局  
フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己  
連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

## (参考1) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

(特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等)

第三条 業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって公正取引委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）により特定受託事業者に対し明示しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その明示を要しないものとし、この場合には、業務委託事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を書面又は電磁的方法により特定受託事業者に対し明示しなければならない。

## (参考2) 下請代金支払遅延等防止法

(書面の交付等)

第三条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより下請事業者の給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法その他の事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その記載を要しないものとし、この場合には、親事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。

(対後藤大臣)

4月25日 参・内閣委 塩村 あやか 君

問6（対大臣）第3条の「明示」について、先日の本会議において「発注事業者が行わなかった場合には違反となり、指導等の対象となるなどの法的効力を有している」との答弁があったが、「明示」は「契約」のように当事者間で法的な拘束力を持つものか。また、トラブルの際には、証拠として認められ得るものか。

1. 本法案第3条に基づく取引条件の「明示」は、発注事業者がフリーランスに対して、業務委託契約で定められた取引条件を書面又は電磁的方法で示すという事実行為を意味するものであり、いわゆる契約書とは異なる。

そのため、交付された書面や電子メール等の電磁的記録が、直ちに当事者間で法的な拘束力を持つものではない。

2. 他方で、公正取引委員会等は、書面や電子メールで示された報酬の額や支払期日等を基に、第4条の報酬支払義務や第5条の禁止行為の有無を判断することになる。

そのため、書面や電子メール等は、公正取引委員会等による事実認定の証拠となり得るものである。

3. また、本法案第3条に基づく書面や電子メール等は、当事者間の業務委託契約で取り決めた取引条件等を示すものであるため、当事者間で業務委託契約をめぐる紛争が生じた場合には、証拠としても活用できるものと考えている。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

## (参考1) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

(特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等)

第三条 業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって公正取引委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）により特定受託事業者に対し明示しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その明示を要しないものとし、この場合には、業務委託事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を書面又は電磁的方法により特定受託事業者に対し明示しなければならない。

(対後藤大臣)

4月25日 参・内閣委 塩村 あやか 君

問7（対大臣）第3条において明示が義務付けられる事項に、委託事業者から受託事業者に支給されるべき「経費」を加えるべきではないか。

1. 第3条第1項では、発注事業者がフリーランスに業務委託をした場合に、給付の内容等を書面等により明示しなければならないこととしている。
2. 書面等によって明示しなければならない事項としては、現時点においては、法律案に明記されている「給付の内容」、「報酬の額」、「支払期日」のほか、公正取引委員会規則において、「その他の事項」として、「受託者・委託者の名称」、「業務委託をした日」、「給付の提供場所」、「給付の期日」等の業種横断的な事項を公正取引委員会規則により定めることを予定している。
3. 引き続き、様々な業種の取引実態を踏まえつつ、発注事業者の負担と取引適正化の両面でバランスを取りながら、関係者の意見をよく確認して、具体的な事項を定めてまいりたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

(参考1) 令和5年4月5日 衆・内閣委員会 議事録（抜粋）

○井坂委員 ・・・大臣に伺いますが、今回の法案では第三条の条件明示の項目が少な過ぎるのではないかでしょうか。

○後藤国務大臣 今、先生の方からある程度政府の方針も御説明いただいたわけですけれども、第三条第一項では、発注事業者がフリーランスに業務委託した場合に書面等により明示しなければならない項目が出ておりまして、そのほかに、受託、委託者の名称、業務委託をした日、給付の提供場所、給付の期日等の業種横断的な事項を定めることを予定しております、法定三つに加えて、四つ加えるということで検討をいたしております。

ただ、様々な業種の取引実態を踏まえつつ、引き続き、発注事業者の負担と取引適正化の両面でバランスを取りながら、関係者の意見をよく確認しながら、具体的な事項を定めることしたいというふうに思っております。

(参考2) 本法案の明示事項（現時点の想定）と下請代金法の3条書面記載事項の差分

(黄色ハイライトは「その他の事項」)

記載事項	本法案	下請代金法
発注事業者・受注事業者の名称	○	○ (1号)
委託をした日	○	○ (2号)
給付・役務の内容	○	○ (2号)
給付・役務提供の期日 (期間で役務提供を委託する場合はその期間)	○	○ (2号)
給付・役務提供の場所	○	○ (2号)
下請代金・報酬の額（算定方法を含む）	○	○ (4号)
下請代金・報酬の支払期日 (検査する場合は) 検査完了日	○	○ (4号) ○ (3号)
支払方法	○	○
(手形支払の場合は) 手形の金額・満期	—	○ (5号)
(ファクタリング等での支払の場合は) 金融機関の名 称・支払額・期日	—	○ (6号)
(電子記録債権の場合は) 債権の額・支払期日	—	○ (7号)
(原材料等を発注者から購入させる場合は) 品 名・数量・対価・引渡期日・決済期日と方法	—	○ (8号)
契約の期間	○	—
契約の終了事項	○	—
契約の中途解除の際の費用の取扱い	○	—

(対後藤大臣)

4月25日 参・内閣委 塩村 あやか 君

問8（対大臣）第3条において明示が義務付けられる事項に、「成果物に係る著作権等の知的財産権の帰属」を加えるべきではないか。

1. フリーランスが発注事業者との業務委託契約に基づき、作成した成果物に知的財産権が発生する場合があり得る。
2. 発注事業者が、成果物の知的財産権について、自らに譲渡・許諾させることを求める場合（注）には、発注事業者は、本法案第3条の規定により、「給付の内容」として、知的財産権の譲渡・許諾の範囲を明確に記載する必要がある。

（注）例えば、フリーランスに特定の地上波放送番組で用いる映像の制作を依頼する場合において、将来的に他の放送番組やインターネット配信等で用いる可能性もあることから、包括的に二次利用の権利をフリーランスに譲渡・許諾させることがある。

3. なお、下請代金法においても、同様の扱いとされているものと承知している。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

## (参考) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

(特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等)

第三条 業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって公正取引委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）により特定受託事業者に対し明示しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その明示を要しないものとし、この場合には、業務委託事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を書面又は電磁的方法により特定受託事業者に対し明示しなければならない。

2 業務委託事業者は、前項の規定により同項に規定する事項を電磁的方法により明示した場合において、特定受託事業者から当該事項を記載した書面の交付を求められたときは、遅滞なく、公正取引委員会規則で定めるところにより、これを交付しなければならない。ただし、特定受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合として公正取引委員会規則で定める場合は、この限りでない。

(対後藤大臣)

4月25日 参・内閣委 塩村 あやか 君

問9（対大臣）令和2年に内閣官房から公表された「フリーランス実態調査結果」によれば、一方的な条件変更等のトラブルに関する回答がある。この結果が示すように、委託者から納得できない行為を受けるフリーランスがいる現状に対して、本法律案は十分な効果が期待できるのか。

1. 内閣官房が関係省庁と共同で実施したアンケート調査では、発注事業者から「個人」として業務委託を受けるフリーランスのうち、

- ・ 約4割が、記載が不十分な発注書しか受け取っていない、又は、そもそも発注書 자체を受領していないと回答し、
- ・ 約4割が、①依頼者の都合による発注取消しや発注量減少、②著しく低い報酬の設定、③報酬の支払遅延など、依頼者から納得できない行為を受けた経験があると回答している。

2. このような実態を踏まえ、本法案では、

- ①業務委託後の取引条件の明示義務（第3条）
  - ②支払期日までの報酬支払義務（第4条）
  - ③不当な買いたたきや、不当な給付内容の変更又はやり直し等の禁止義務（第5条）
- などを規定している。



**3. 本法案により、フリーランスの方々が不当な不利益を受けることなく、安定的に働くことができる環境の整備が大幅に促進するものと考えている。**

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

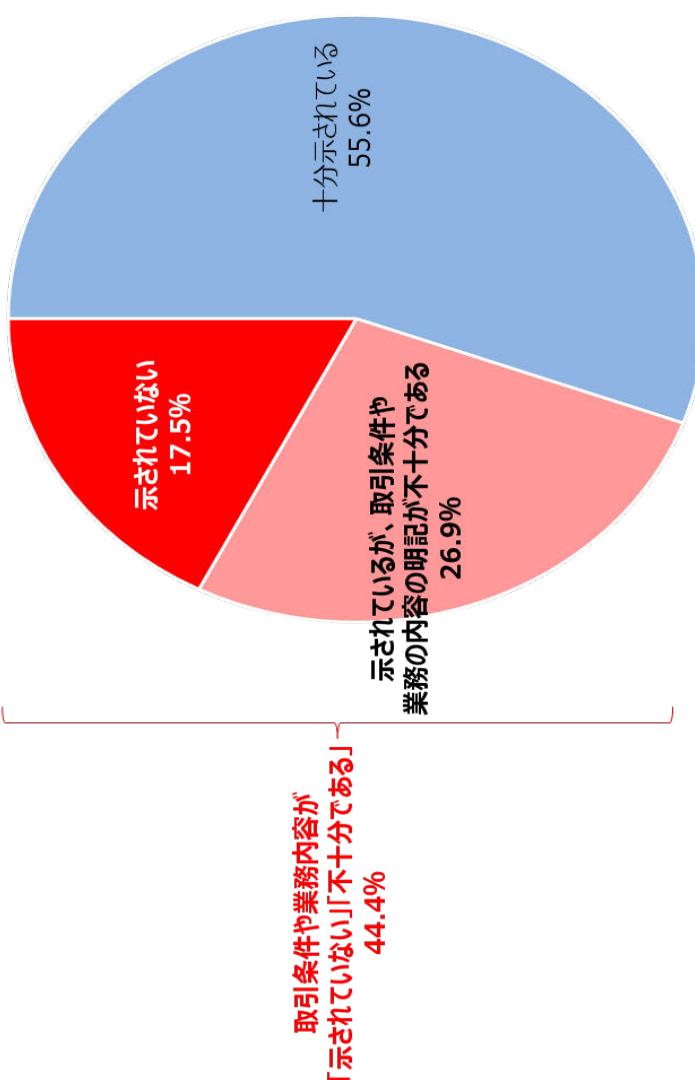
連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

## (参考1) 取引先からの書面交付状況（内閣官房が関係省庁と共に実施したアンケート調査（令和3年））

### 取引条件や業務内容の提示状況

- 取引条件や業務内容が、書面・メールなどで十分に示されていない又は全く示されていないと回答するフリーランスが4割を超える。

### 取引条件や業務内容の提示状況



(注) フリーランスは「実店舗はなく、雇人もいない自営業主や一人社長であつて、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者（農林水産従事者（除く）」と定義。「業務を開始する前に、依頼者から、取引条件や業務の内容が書面・メール・SNS・規約などに残る方法（保存・記録可能な方法）で十分に示されていますか。」（単一回答）という設問への回答を集計（回答数：4,243）。

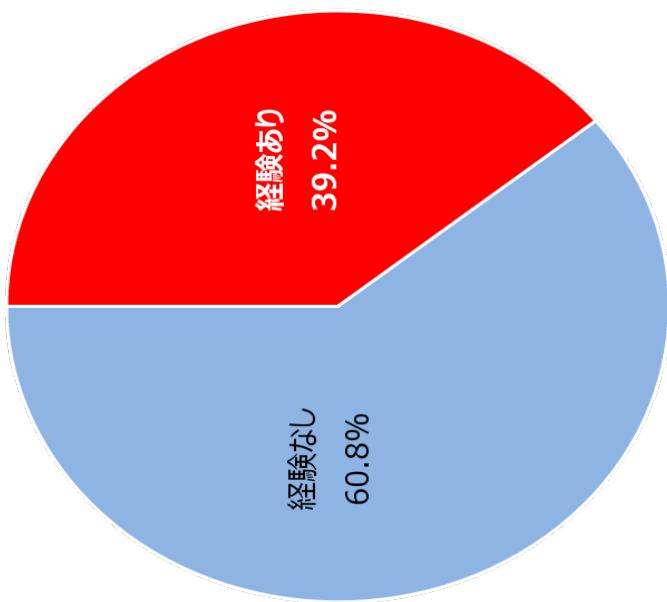
(出所) フリーランスを対象に、2021年7月20日～8月20日にかけて内閣官房、公正取引委員会、厚生労働省及び中小企業庁が共同で実施したアンケート調査を基に作成。

## (参考2) 取引先とのトラブルの有無（内閣官房が関係省庁と共同で実施したアンケート調査（令和3年））

### フリークス 依頼者から納得できない行為を受けた経験

○直近3年間の取引で、依頼者から納得できない行為を受けた経験があるフリーランスは39.2%。

#### 依頼者から納得できない行為を受けた経験



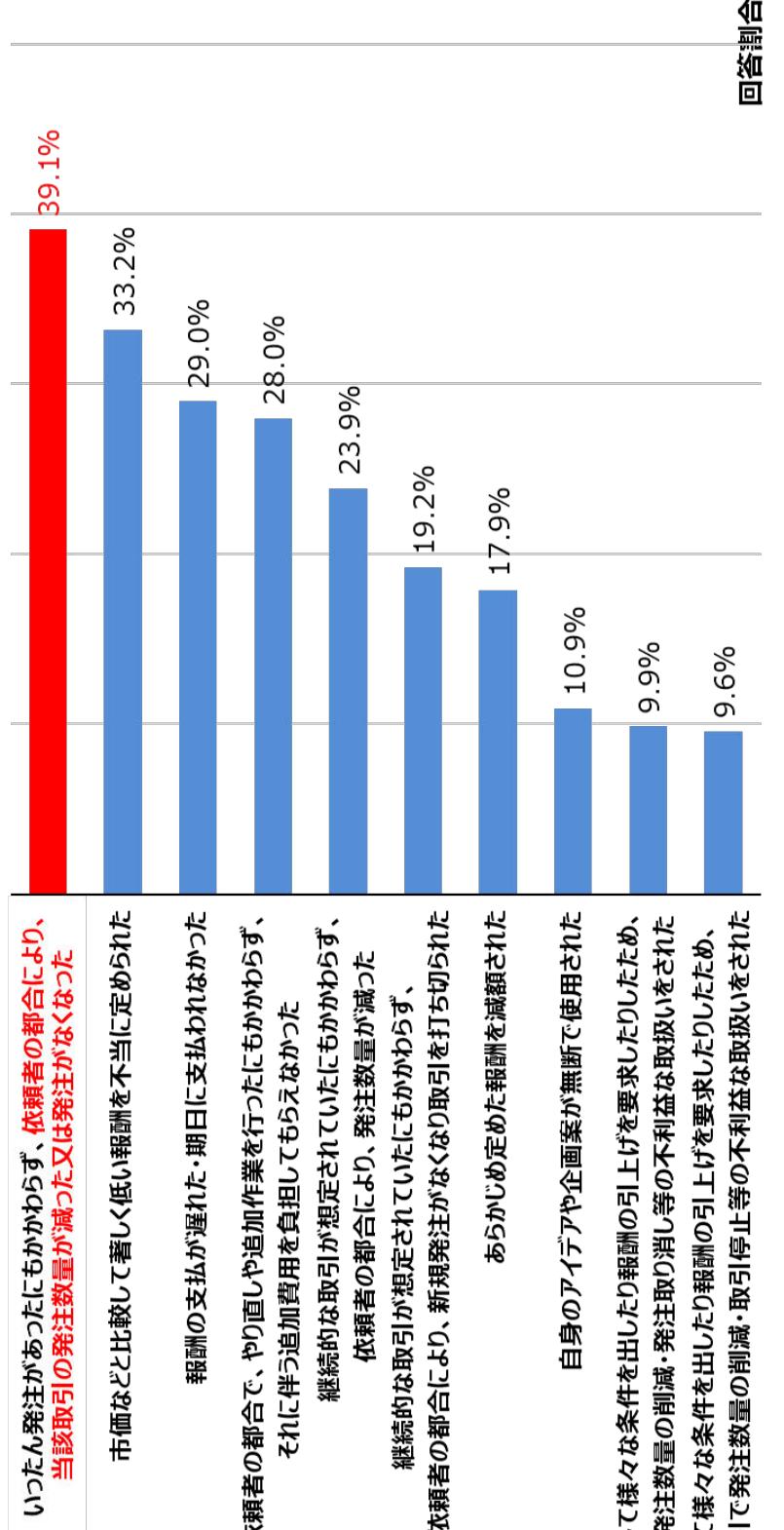
(注) フリーランスは「実店舗ではなく、雇人もいない自営業主や一人社長であつて、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者（農林水産従事者は除く）」と定義。  
「直近3年間の取引において、依頼者から、次のようなあなたが納得できない行為を受けたことがありますか。」（複数回答）という設問への回答を集計（回答数=4,243）  
(出所) フリーランスを対象に、2021年7月20日～8月20日にかけて内閣官房、公正取引委員会、厚生労働省及び中小企業庁が共同で実施したアンケート調査を基に作成。

## フリーランス

# 納得できない依頼者の行為の内容

○ 納得できない依頼者の内容として、依頼者の都合による発注取消しや発注量減少が39.1%を占める。

## 納得できない依頼者の行為の内容（上位10項目）



(注) フリーランスは「実店舗ではなく、雇人もいない自営業主や一人社長であつて、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者（農林水産従事者は除く）」と定義。

「直近3年間の取引において、依頼者から、次のようなあなたが納得できない行為を受けたことはありますか。」（複数回答）という設問への回答について、依頼者の納得できない行為を経験したことがある者（回答数：1,663）を母数として集計し、上位10項目を抜粋。

(出所) フリーランスを対象に、2021年7月20日～8月20日にかけて内閣官房、公正取引委員会、厚生労働省及び中小企業庁が共同で実施したアンケート調査を作成。

## (参考4) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

### (特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等)

第三条 業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって公正取引委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）により特定受託事業者に対し明示しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その明示を要しないものとし、この場合には、業務委託事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を書面又は電磁的方法により特定受託事業者に対し明示しなければならない。

### (報酬の支払期日等)

第四条 特定業務委託事業者が特定受託事業者に対し業務委託をした場合における報酬の支払期日は、当該特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、当該特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付を受領した日（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、特定受託事業者から当該役務の提供を受けた日。次項において同じ。）から起算して六十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

2～4 (略)

5 特定業務委託事業者は、第一項若しくは第三項の規定により定められた支払期日又は第二項若しくは前項の支払期日までに報酬を支払わなければならない。ただし、特定受託事業者の責めに帰すべき事由により支払うことができなかったときは、当該事由が消滅した日から起算して六十日（第三項の場合にあっては、三十日）以内に報酬を支払わなければならない。

6 (略)

(特定業務委託事業者の遵守事項)

第五条 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条において同じ。）をした場合は、次に掲げる行為（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、第一号及び第三号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

- 一 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の受領を拒むこと。
  - 二 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額を減ずること。
  - 三 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付を受領した後、特定受託事業者にその給付に係る物を引き取らせること。
  - 四 特定受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めること。
  - 五 特定受託事業者の給付の内容を均質にし、又はその改善を図るために必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。
- 2 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、次に掲げる行為をすることによって、特定受託事業者の利益を不当に害してはならない。
- 一 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。
  - 二 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の内容を変更させ、又は特定受託事業者の給付を受領した後（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、特定受託事業者から当該役務の提供を受けた後）に給付をやり直せること。

(対後藤大臣)

4月25日 参・内閣委 塩村 あやか 君

問10（対大臣）第5条第1項各号及び第2項第2号に定める「責めに帰すべき事由」について、想定される具体的な内容をそれぞれについて問う。

1. 第5条では、発注事業者の「受領拒否」等を禁止しているが、「特定受託事業者の責めに帰すべき事由」がある場合には、「受領拒否」等が認められる場合もあり得る。

他方、本法案は、交渉力等の格差が生じやすいフリーランスと発注事業者との間の取引適正化を図るものであることから、限定的に解釈すべきと考えている。

2. 第5条第1項第1号の「受領拒否」、第3号の「返品」については、例えば、

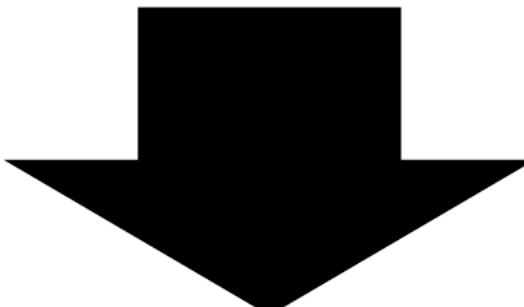
- ・ フリーランスが委託を受けて製造した製品が業務委託時に定められた内容と異なる場合

には、発注事業者による「受領拒否」や「返品」が認められると考えている。

3. 第5条第1項第2号の「減額」については、例えば、

- ・ フリーランスが委託を受けて製造した製品が業務委託時に定められた内容と異なることを理由に、一部の受領拒否をした場合、受領拒否をした製品に相当する報酬を減額する場合

には、発注事業者による「減額」が認められると考えている。



4. また、第5条第2項第2号の「給付内容の変更」について、例えば、

- ・ フリーランスの要請により、給付の内容を変更する場合

には、発注事業者による「給付内容の変更」が認められると考えている。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

## (参考1) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案（抜粋）

### (定義)

第五条 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条において同じ。）をした場合は、次に掲げる行為（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、第一号及び第三号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

- 一 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の受領を拒むこと。
  - 二 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額を減ずること。
  - 三 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付を受領した後、特定受託事業者にその給付に係る物を引き取らせること。
  - 四 特定受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めること。
  - 五 特定受託事業者の給付の内容を均質にし、又はその改善を図るために必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。
- 2 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、次に掲げる行為をすることによって、特定受託事業者の利益を不当に害してはならない。
- 一 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。
  - 二 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の内容を変更させ、又は特定受託事業者の給付を受領した後（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、特定受託事業者から当該役務の提供を受けた後）に給付をやり直させること。

(参考2) 令和5年4月5日 衆・内閣委員会議事録（速記録抜粋：責めにきすべき事由）

○浅野委員 ・・・先ほどの質疑でもありました、本法案の中では、正当な理由という言葉だとか、責めに帰すべき理由という言葉が幾つか使用されておりまして、これがこれから具体化されていくということなんだと思いますけれども、例えば、この法案の第三条第一項には、業務委託事業者の明示義務に関して、正当な理由があるものについてはその明示を要しないというふうにされております。また、第五条の第一号から三号にも、責めに帰すべき理由がないのにという表現がありますし、責めに帰すべき理由がないのに受領を拒むことや報酬を減額することなどが禁止されております。この正当な理由や責めに帰すべき理由というのが一体どういった内容なのか、これが今後どう決まるかによって、特定受託事業者、フリーランスの方々の不利益につながりかねないのではないか、こういった懸念がございます。そこで、お伺いしたいのは、どのような事由が正当な理由あるいは責めに帰すべき事由に該当するのか、具体的な例示とともに御答弁をいただきたいと思います。

○品川政府参考人 お答えを申し上げます。・・・それから、第五条の責めに帰すべき事由の関係でございますが、第五条について、本法案の趣旨が、取引上の構造的格差が存在しまして、弱い立場に置かれやすい特定受託事業者と発注事業者との間の取引適正化を図るという点にあることに鑑みますと、特定受託事業者の責めに帰すべき事由というのは限定的に解釈すべきであるというふうに考えてございます。第五条第一項第一号の責めに帰すべき事由につきましては、特定受託事業者の給付が業務委託時に定められた内容と異なる場合又は適合しない場合、あるいは、特定の期日までに給付をすることが必要な業務であるにもかかわらず、当該給付が行われず、これにより当該給付自体が不要となった場合に限り、責めに帰すべき事由に該当し得るというふうに考えてございます。

(対後藤大臣)

4月25日 参・内閣委 塩村 あやか 君

問11（対大臣）特定業務委託事業者の禁止行為の適用を継続的な業務委託に限定すると、単発の契約や政令で定める期間よりも短い期間の契約の場合など、抜け落ちてしまうものがあると思われる。これらの契約も対象とすべきではないか。

1. 本法案第5条に基づく受領拒否等の禁止義務は、
  - ・ 取引関係が長くなるほど発注事業者への経済的な依存関係が生じ、不利益を受けやすい受託事業者を保護する必要性と、
  - ・ 過度な負担を課すことで、特定受託事業者への「発注控え」を回避する観点も踏まえ、一定の期間にわたって継続する業務委託契約のみを対象に、義務を課しているものである。
2. また、個々の業務委託の契約期間が短い場合でも、それらが実態として同一の契約であり、その「更新」を繰り返した結果、政令で定める期間を超える場合には、禁止義務の対象とすることも想定している。
3. 禁止行為の適用がない契約については、まずは本法案の適切な執行に努めるとともに、法案の附則に定められた「検討規定」に基づき、特定受託事業者を巡る取引状況の分析や、様々な業種における課題の把握に努める中で、施行後3年を目処に、しっかりと検討してまいりたい。

〔 答弁作成責任者：フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 鮫島 大幸  
連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED] 〕

## 更問（対大臣）

（同じ番組について制作しているのに異なる事業者から発注される場合や、毎週単発で依頼される場合など）

フリーランスの契約には様々あり、規制対象となる継続的な業務委託に該当するかどうかについて、当事者が判断することが難しいのではないか

1. 規制対象の契約かを判断する要素である「契約期間」については、本法案第3条に基づき、業務委託事業者に「給付の期日」を書面等により明示することが義務づけられるため、契約当事者は、その書面等を確認することで「政令で定める期間」継続する契約かどうか、明確に判断することができると思われる。
2. また、単発の委託や、短い期間の契約であっても、それらが実態として同一の契約であり、その「更新」が繰り返された結果、政令で定める期間を超える場合には、禁止義務の対象とすることも想定している。このような場合であっても、フリーランスに明示される「契約の期間」や「給付の内容」から判断することができると考えられる。
3. なお、契約当事者間で、法律の適用についての認識に齟齬が生じることのないよう、特定受託事業者の判断基準等について、各法の適用対象となる方々にわかりやすく周知し、適切な法の適用が徹底されるよう取り組んでまいりたい。

答弁作成責任者：フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 鮫島 大幸  
連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

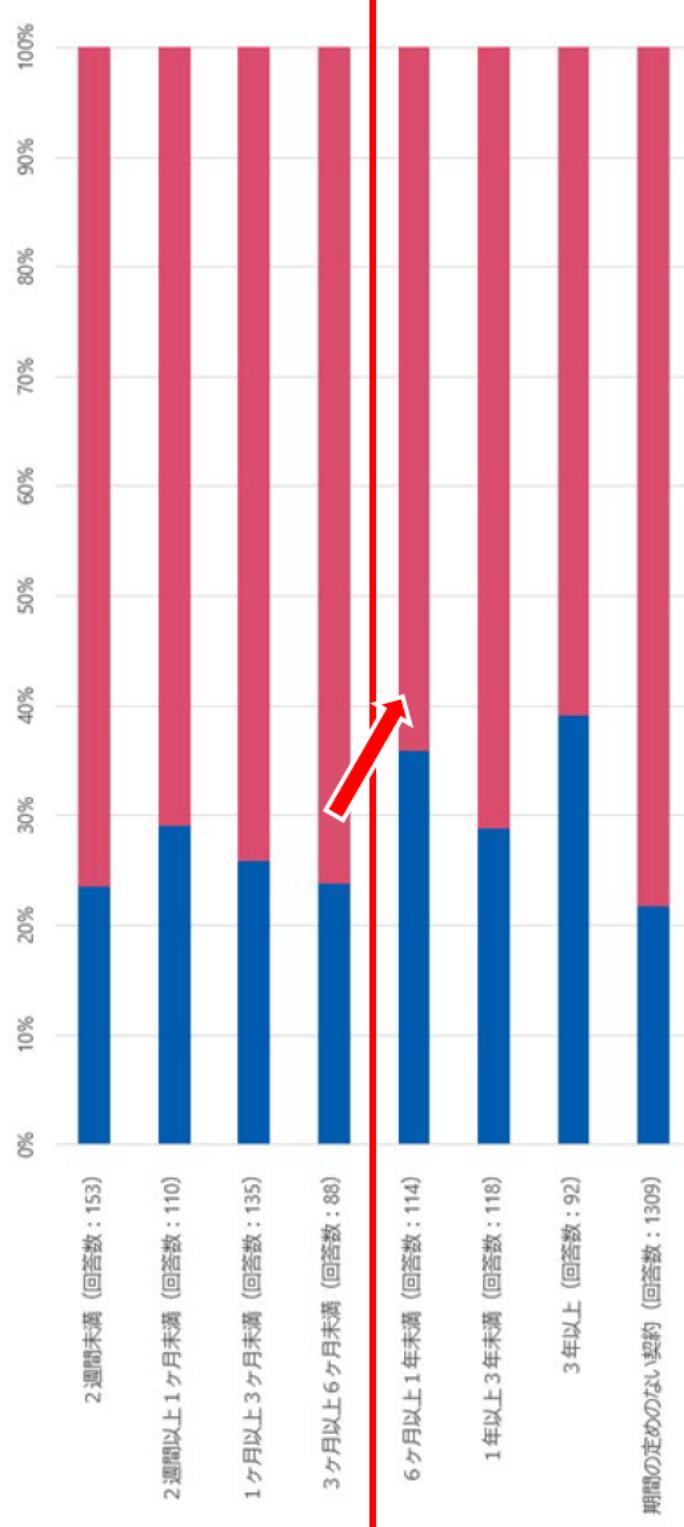
## (参考1) 期間設定に当たっての考え方

- 内閣官房が関係省庁と共同で実施したアンケート調査では、主な取引先との契約期間が数か月に至ると取引先から不利益行為を受けやすい傾向がみられる。更に、特定受託事業者の事業や生計への影響も大きい経済的依存関係は、特に1年を超える場合は取引先数が少ないケースがより顕著にみられ、相対的に大きくなる。

## (参考2) 内閣官房が関係省庁と共同で実施したアンケート調査

(令和4年9月実施) ①(現時点未公表)

- 契約期間が6か月以上の場合、取引条件の一方的変更がなされたという回答率が高まるという結果であった。



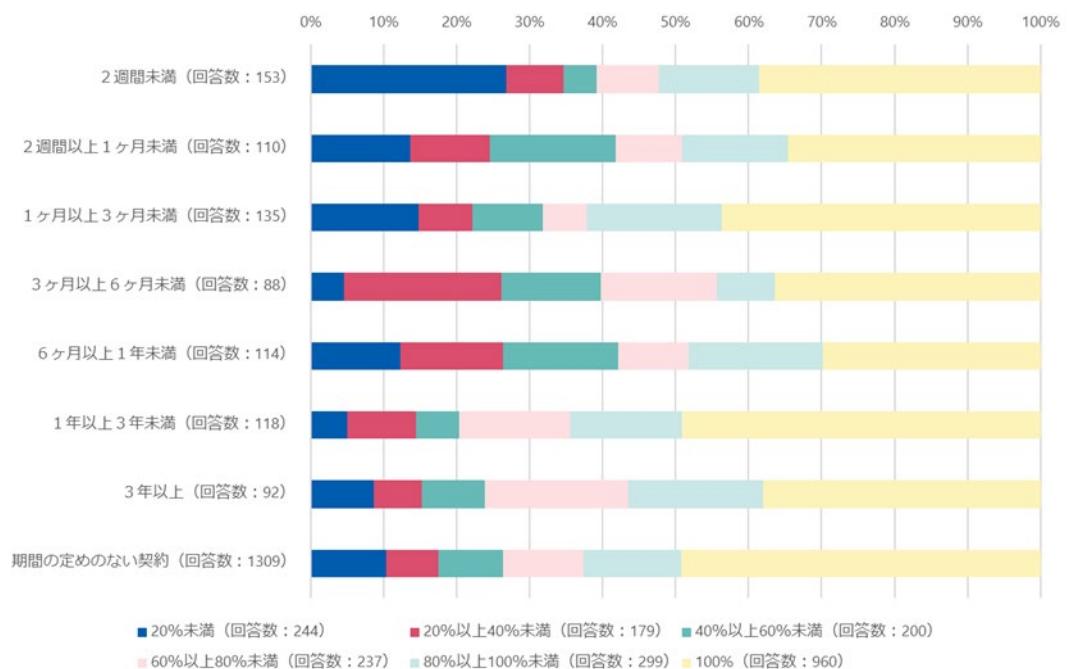
7

## (参考3) 内閣官房が関係省庁と共同で実施したアンケート調査

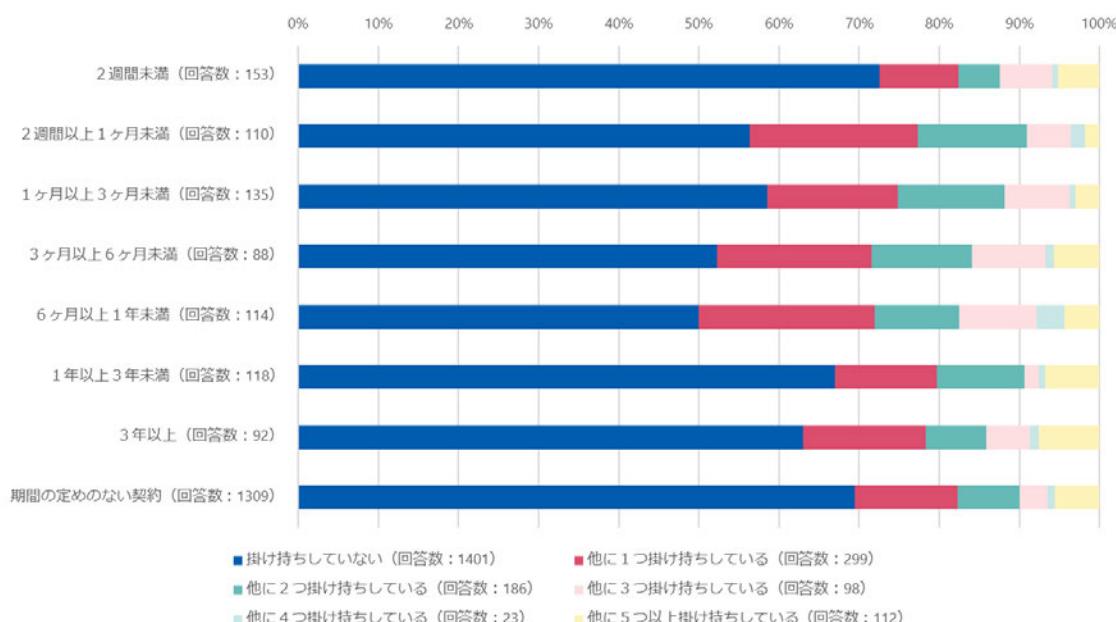
(令和4年9月実施) ②(現時点未公表)

- 契約期間が1年以上の場合、仕事の掛け持ち数が減ったり、当該契約への収入依存度が高まるという結果であった。

### <契約期間と契約の収入が全収入に占める割合>



### <契約期間と主な契約期間中の掛け持ち数>



**(参考4) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律  
案**

**第二章 特定受託事業者に係る取引の適正化  
(特定業務委託事業者の遵守事項)**

**第五条 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し  
業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当  
該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める  
期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限  
る。以下この条において同じ。）をした場合は、次に  
掲げる行為（第二条第三項第二号に該当する業務委託  
をした場合にあっては、第一号及び第三号に掲げる行  
為を除く。）をしてはならない。**

**一 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、  
特定受託事業者の給付の受領を拒むこと。**

**二～五 (略)**

**2 (略)**

(対後藤大臣)

4月25日 参・内閣委 塩村 あやか 君

問12（対大臣）第5条第1項各号及び第2項第2号に定める「責めに帰すべき事由」について、これに該当するか否かの判断が容易にできるようその基準を明確にしておくことが、受託事業者を十分に保護するためには必要ではないか。

1. 本法案第5条第1項第1号から第3号まで、及び第2項第2号の「責めに帰すべき事由」について、その具体的な内容は、先ほど（注）申し上げたとおりである。

（注）問10で、第5条の「責めに帰すべき事由」の具体的な内容についての質問がなされる予定。

2. 本法案第5条の禁止行為と同様の規定は、下請代金法にも定められており、本法案の運用に際しては、下請代金法と同様の解釈をとることが適当と考えている。

3. 下請代金法における「責めに帰すべき事由」の考え方については、同法の運用基準において明らかにしているが、本法案における「責めに帰すべき事由」の具体的な内容についても、解釈基準やガイドライン等によって明らかにしてまいりたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

## (参考1) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

### (特定業務委託事業者の遵守事項)

第五条 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条において同じ。）をした場合は、次に掲げる行為（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、第一号及び第三号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

- 一 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の受領を拒むこと。
  - 二 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額を減ずること。
  - 三 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付を受領した後、特定受託事業者にその給付に係る物を引き取らせること。
  - 四 特定受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めること。
  - 五 特定受託事業者の給付の内容を均質にし、又はその改善を図るために必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。
- 2 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、次に掲げる行為をすることによって、特定受託事業者の利益を不当に害してはならない。
- 一 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。
  - 二 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の内容を変更させ、又は特定受託事業者の給付を受領した後（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、特定受託事業者から当該役務の提供を受けた後）に給付をやり直せること。

## （参考2）下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準

### 第4 親事業者の禁止行為

#### 1 受領拒否

(2) 「下請事業者の責に帰すべき理由」があるとして下請事業者の給付の受領を拒むことが認められるのは、次のア及びイの場合に限られる。

ア 下請事業者の給付の内容が3条書面に明記された委託内容と異なる場合又は下請事業者の給付に瑕疵等がある場合

なお、次のような場合には委託内容と異なること又は瑕疵等があることを理由として受領を拒むことは認められない。

(ア) 3条書面に委託内容が明確に記載されておらず、又は検査基準が明確でない等のため、下請事業者の給付の内容が委託内容と異なることが明らかでない場合

(イ) 検査基準を恣意的に厳しくして、委託内容と異なる又は瑕疵等があるとする場合

(ウ) 取引の過程において、委託内容について下請事業者が提案し、確認を求めたところ、親事業者が了承したので、下請事業者が当該内容に基づき、製造等を行ったにもかかわらず、給付内容が委託内容と異なるとする場合

イ 下請事業者の給付が3条書面に明記された納期に行われない場合

なお、次のような場合には、納期遅れを理由として受領を拒むことは認められない。

(ア) 3条書面に納期が明確に記載されていない等のため、納期遅れであることが明らかでない場合

(イ) 下請事業者の給付について親事業者が原材料等を支給する場合において、親事業者の原材料等の支給が発注時に取り決めた引渡日より遅れた場合

(ウ) 納期が下請事業者の事情を考慮しないで一方的に決定されたものである場合

(対後藤大臣)

4月25日 参・内閣委 塩村 あやか 君

問13（対大臣）．下請代金法においては割引困難な手形の交付を禁止する規定があるが、本法案においても同様の規定を設けるべきではないか。

【注】

1. 内閣官房が関係省庁と共同で実施したアンケート調査によれば、フリーランスに係る取引では手形が利用されること自体が少なく、問題となった実例もほとんど見られなかったことから本法案では「割引困難手形の交付の禁止」は盛り込んでいない。

（注）内閣官房が関係省庁と共同で実施したアンケート調査  
(令和3年)

○報酬の支払方法（回答者4243名）：口座振込・現金98%、  
電子マネー0.6%、小切手0.4%、手形0.4%など

2. なお、本法案の施行後、フリーランスに係る取引において、割引困難手形の交付に係る問題が顕著になつていなかという点も含め、今後も実態の把握は適切に行ってまいりたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

(参考1) 下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号)(抜粋)

(親事業者の遵守事項)

第四条 (略)

2 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号(役務提供委託をした場合にあつては、第一号を除く。)に掲げる行為をすることによつて、下請事業者の利益を不当に害してはならない。

一 (略)

二 下請代金の支払につき、当該下請代金の支払期日までに一般の金融機関(預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう。)による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付すること。

三～四 (略)

## (参考2) 本法案と下請代金法の規律の比較

	項目	本法案	下請法
契約内容 の明示	発注書面の交付	○	○
	取引記録の書類の作成及び保存	— (※1)	○
支払遅延	期日における報酬の支払い・支払遅延	○	○
	遅延利息	— (※1)	○
その他 の禁止行為	受領拒否	○	○
	減額	○	○
	返品	○	○
	買いたたき	○	○
	購入利用強制	○	○
	報復措置	○	○
就業環境 の整備 (※2)	有償支給材の早期決済	— (実例僅少)	○
	割引困難手形	— (実例僅少)	○
	利益提供要請	○	○
	不当なやり直し	○	○
	募集情報の的確な表示	○	—
	育児・介護等との両立への配慮	○	—
	ハラスメント行為に関する体制整備	○	—
	中途解除等の予告	○	—

(※1) 下請法に比べて小規模な発注事業者が規制対象に含まれるため、これらの義務は課さないことを予定。  
 (※2) 特定受託事業者が、事業者であると同時に、一人の個人として業務を行いうといふ側面から生じるトラブル等にに対応する措置。

(対後藤大臣)

4月25日 参・内閣委 塩村 あやか 君

問14（対大臣）：第13条に定める配慮義務に関し、特定受託事業者が特定業務委託事業者に対して配慮の申出をしたことに伴う不利益取扱いの禁止規定が置かれていない理由は何か。

【注】

1. 本法案では、発注事業者は、フリーランスが育児介護等と業務を両立できるよう、フリーランスからの申出に応じて必要な配慮を行うことが求められる。

2. 事業者間取引については、取引自由の原則の下、取引内容そのものへの行政の介入は最小限にとどめるべきとの観点（注）から、本法案においては、フリーランスが申出を行った場合の不利益取扱いを禁止することとはしていない。

（注）育児介護等への配慮に関する不利益取扱いの禁止については、このほか、申出に応じた取引条件の変更の幅を狭め、特定業務委託事業者の負担や「発注控え」につながるおそれがあること等の課題が考えられる。

3. この法案が成立した場合には、厚生労働大臣の定める指針において、育児介護等の配慮について具体的な内容等をお示しするとともに、発注事業者、フリーランス双方への丁寧な周知を図ることにより、フリーランスが申し出やすく、安心して育児介護等と両立しつつ働くことのできる環境の整備に努めてまいりたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 堀 泰雄

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

## 更問1. 不利益取扱を禁止すべきではないか。

1. 育児介護等の配慮の申出に伴う不利益取扱いを禁止することについては、申出に応じた取引条件の変更の幅を狭め、発注事業者の負担や「発注控え」につながるおそれがあることなど課題が多く、本法案に盛り込むことは難しい。
2. 一方、発注事業者がフリーランスの申出を受けて契約内容の変更等を行うに当たって、申出があったことだけを理由として、フリーランスにとって望ましくない行為（注）が行われることも想定されることから、そういういた取り扱いがなされることがないよう、厚生労働大臣の定める指針等において、望ましくない取り扱い等の明確化を図っていくことにしたいと考えている。  
(注) 例えば、育児介護等が必要となったフリーランスにおいて、業務遂行能力が変わらず、当初の契約も十分に履行できることが見込まれる中、発注事業者がフリーランスとの協議なく、そのことのみを事由として、一方的に契約解除が行われるなど
3. 今後、関係者の意見を聴きつつ、取引の実態を踏まえながら指針の内容を検討するとともに、丁寧な周知を図ることで、個々のフリーランスの希望や業務の内容等に応じ、当事者間で柔軟な配慮が講じられるよう取り組んでいきたい。

(参考1) 4月21日参・本会議 塩村あやか議員への後藤大臣答弁  
(議事録(未定稿)抜粋)

育児介護等の配慮の申出に伴う不利益取扱いの禁止や配慮義務の実効性等についてお尋ねがありました。

本法案においては、フリーランスが育児介護等と業務を両立できるよう、発注事業者に育児介護等の配慮を求めるとしています。一方、事業者間取引においては、取引自由の原則の下、取引内容そのものへの行政の介入は最小限にとどめるべきとの観点から、本法案においては不利益取扱いを禁止することはしていません。

育児介護等への配慮については、厚生労働大臣の定める指針において、想定されるフリーランスからの申出や発注事業者に求められる配慮の具体例についてお示しし、フリーランスが申出をしやすく、また発注事業者が発注控えにつながることなく適切な配慮を行えるよう、丁寧な周知を図ってまいります。

## (参考2) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

### 第三章 特定受託業務従事者の就業環境の整備

(妊娠、出産若しくは育児又は介護に対する配慮)

**第十三条 特定業務委託事業者は、その行う業務委託**（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。  
以下この条及び第十六条第一項において「継続的業務委託」という。）**の相手方である特定受託事業者からの申出に応じて、当該特定受託事業者**（当該特定受託事業者が第二条第一項第二号に掲げる法人である場合にあっては、その代表者）**が妊娠、出産若しくは育児又は介護**（以下この条において「育児介護等」という。）**と両立しつつ当該継続的業務委託に係る業務に従事することができるよう、その者の育児介護等の状況に応じた必要な配慮をしなければならない。**

2 特定業務委託事業者は、その行う継続的業務委託以外の業務委託の相手方である特定受託事業者からの申出に応じて、当該特定受託事業者（当該特定受託事業者が第二条第一項第二号に掲げる法人である場合にあっては、その代表者）が育児介護等と両立しつつ当該業務委託に係る業務に従事することができるよう、その者の育児介護等の状況に応じた必要な配慮をするよう努めなければならない。

(指針)

**第十五条 厚生労働大臣は、前三条に定める事項に関し、特定業務委託事業者が適切に対処するために必要な指針を公表するものとする。**

(対後藤大臣)

4月25日 参・内閣委 塩村 あやか 君

問15（対大臣）．第13条に定める配慮義務について特定業務委託事業者に違反があった場合、特定受託事業者は第17条に基づき、厚生労働大臣に対して適当な措置をとるべきことの申出を行うことが可能か。

1. 第17条第1項では、フリーランスは、「就業環境の整備」の規定に違反する事実がある場合には、厚生労働大臣に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができることとしている。
2. このため、ご指摘のような、第13条に規定する育児介護等の両立への配慮義務に違反する事実がある場合には、フリーランスは、厚生労働大臣に対して適当な措置をとるべきことを申し出ることが可能である。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 堀 泰雄  
連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

**更問1．第17条に基づく厚生労働大臣に対する申出が可能である場合、当該規定に基づきどのような救済がなされるのか。**

- 1．第17条第2項では、厚生労働大臣は、フリーランスからの申出があったときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この法律に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない旨を規定している。
- 2．フリーランスから第17条第1項に基づく申出があった場合には、厚生労働省において、
  - ・ 申出の内容に係る事実があったかどうかについて関係当事者から事情を聴取するとともに、
  - ・ 申出の内容が事実であった場合、発注事業者に対し、フリーランスの育児介護等と業務の両立について適切に対応するよう助言・指導を行うことにより、フリーランスの保護を図ることを想定している。

## (参考) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

(妊娠、出産若しくは育児又は介護に対する配慮)

第十三条 特定業務委託事業者は、その行う業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条及び第十六条第一項において「継続的業務委託」という。）の相手方である特定受託事業者からの申出に応じて、当該特定受託事業者（当該特定受託事業者が第二条第一項第二号に掲げる法人である場合にあっては、その代表者）が妊娠、出産若しくは育児又は介護（以下この条において「育児介護等」という。）と両立しつつ当該継続的業務委託に係る業務に従事することができるよう、その者の育児介護等の状況に応じた必要な配慮をしなければならない。

2 (略)

(申出等)

第十七条 特定業務委託事業者から業務委託を受け、又は受けようとする特定受託事業者は、この章の規定に違反する事実がある場合には、厚生労働大臣に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この法律に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。
- 3 第六条第三項の規定は、第一項の場合について準用する。

(申出等)

### 第六条

1・2 (略)

- 3 業務委託事業者は、特定受託事業者が第一項の規定による申出をし

たことを理由として、当該特定受託事業者に対し、取引の数量の削減、  
取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならない。

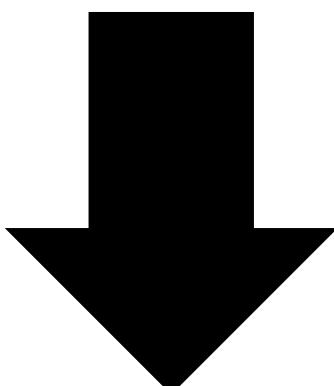
(対後藤大臣)

4月25日 参・内閣委 塩村 あやか 君

問16（対大臣）．第13条は、特定受託事業者からの申出を契機に特定業務委託事業者が配慮を行うこととなっているが、特定受託事業者としては、配慮の申出を理由に仕事を減らされたりすることなどを恐れ、実際には申出を行えないのではないか。本規定の実効性をどのように担保するのか。

1. 本法案では、発注事業者は、フリーランスが育児介護等と両立して業務に従事することができるよう、フリーランスからの申出に応じて、必要な配慮をしなければならないこととしている（13条）。
2. これは、育児介護等については、個々人の事情や意向が異なり、業務との両立に向けた配慮が必要かどうかについて、まずはフリーランスの方に判断いただくことが適切であるため（注1）、フリーランスからの申出を契機として、発注事業者に必要な配慮を求めるとしたものである。

（注1）このほか、特定業務委託事業者側においても、全ての特定受託事業者について、育児介護等の育児介護等の事情を抱えているのか等を把握しようとするのは負担が大きいことも課題。



3．また、厚生労働大臣の定める指針において、育児介護等の配慮について具体的な内容等（注2）をお示しするとともに、発注事業者、フリーランス双方への丁寧な周知を図ることにより、フリーランスが申出をしやすく、安心して育児介護等と両立しつつ働くことのできる環境の整備に努めていく。

（注2）このほか、特定受託事業者が申出を行ったことで特定受託事業者にとって望ましくない取扱いがなされることのないよう、厚生労働大臣が定める指針等において望ましくない取扱い等の明確化を図ることが考えられる。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 堀 泰雄  
連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

## (参考) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

(妊娠、出産若しくは育児又は介護に対する配慮)

第十三条 特定業務委託事業者は、その行う業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条及び第十六条第一項において「継続的業務委託」という。）の相手方である特定受託事業者からの申出に応じて、当該特定受託事業者（当該特定受託事業者が第二条第一項第二号に掲げる法人である場合にあっては、その代表者）が妊娠、出産若しくは育児又は介護（以下この条において「育児介護等」という。）と両立しつつ当該継続的業務委託に係る業務に従事することができるよう、その者の育児介護等の状況に応じた必要な配慮をしなければならない。

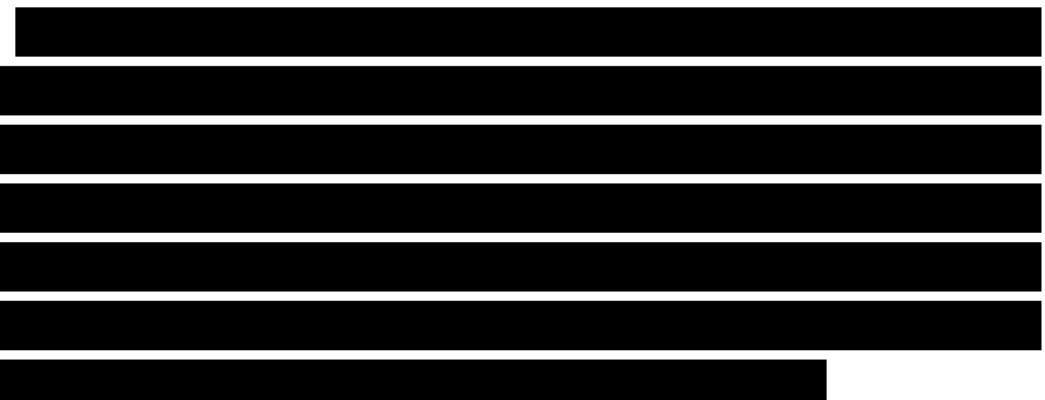
2 (略)

(対後藤大臣)

4月25日 参・内閣委 塩村 あやか 君

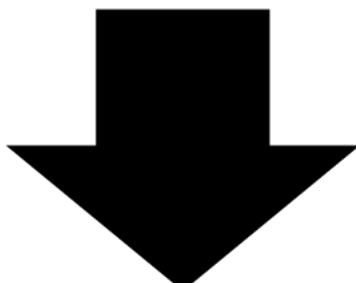
問17（対大臣）過重労働等により健康診断を受けることが難しく、突然死をする問題が指摘されているが、政府はどう取り組むのか。

（注）



1. 議員ご指摘のとおり、フリーランスの方についても、働き過ぎにならないように配慮するとともに、定期的に健康診断を受け、健康を確保していただくことは大変重要である。
2. 現在、厚生労働省では、有識者の参集を求め、「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」を開催し、その中で、フリーランスの方々が長時間の作業により健康を害することのないようにすることや、健康診断の受診について発注者等に配慮を求めることも議論していると承知している。

（注）直近では、4月21日（金）に「第11回個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」を開催している。



3. この有識者検討会における検討結果も踏まえ、厚生労働省において、適切な対応が取られるものと考えている。(詳細については、厚労省にご確認いただきたい。)

(参考)「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」では、

- ・個人事業者等の就業時間が長時間になりすぎないように、発注者等に対してどのようなことを求められるか
- ・発注者等に対し、個人事業者等に対する健康診断に関する情報提供や受診機会提供について配慮を求めるとしてはどうか

といったことが議論されている。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局フリー

ランス取引適正化法制準備室 参事官 堀 泰雄

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

## (参考1) 個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会 開催要綱

### 1 趣旨・目的

労働安全衛生法は、「職場における労働者の安全と健康を確保する」(同法第1条)ことを一義的な目的としており、これまで労働安全衛生行政は、労使関係の下での労働者の安全衛生の確保を目的として様々な施策を講じてきた。

なお、個人事業者等の安全衛生対策については、これまで関係省庁との連携の下でのデリバリーサービスにおける交通事故防止対策についての周知啓発等の個別分野対策に取り組んできたところである。

一方、令和3年5月に出された石綿作業従事者による国賠訴訟の最高裁判決においては、有害物等による健康障害の防止措置を事業者に義務付ける労働安全衛生法第22条の規定について、労働者と同じ場所で働く労働者以外の者も保護する趣旨との判断がされた。これを踏まえて、同規定に係る11の省令について、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の者に対しても労働者と同等の保護措置を講じることを事業者に義務付ける改正を行い、令和4年4月に公布されたところである。

この省令改正について検討を行った労働政策審議会安全衛生分科会では、労働安全衛生法第22条以外の規定について労働者以外の者に対する保護措置をどうするべきか、注文者による保護措置のあり方、個人事業者自身による事業者としての保護措置のあり方などについて、別途検討の場を設けて検討することとされた。

また、これまで労働安全衛生法の対象としてきていない個人事業者、中小企業事業主等についても業務上の災害が多く発生している状況にある。

こうしたことから、労働者以外の者も含めた業務上の災害防止を図るため、学識経験者、労使関係者による検討会を開催し、個人事業者等に関する業務上の災害の実態把握、実態を踏まえ災害防止のために有効と考えられる安全衛生対策のあり方について検討することとする。

### 2 検討事項

- (1) 個人事業者等に関する業務上の災害の実態に関すること
- (2) 個人事業者等の災害の実態を踏まえた災害防止対策のあり方に関すること
- (3) 個人事業者自らによる安全衛生確保措置の必要性及びその促進に関すること
- (4) 個人事業者等に関する業務上の災害の把握・報告等に関すること
- (5) 個人事業者や中小企業の安全衛生水準の向上のための支援等に関すること。
- (6) その他

### 3 構成等

- (1) 本検討会は、別紙の参考者により構成する。
- (2) 本検討会には座長を置き、議事を整理する。
- (3) 本検討会は、必要に応じて、別紙の参考者以外の者を参考することができる。
- (4) 本検討会は、必要に応じて、関係者からヒアリングを行うことができる。

### 4 その他

- (1) 検討会、会議資料及び議事録については、原則として公開するものとする。ただし、個別事案を取り扱う場合においては、個人・企業情報の保護の観点等により、公開することにより、特定の者に不当な利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある場合等において、座長が非公開が妥当であると判断した際には、非公開で実施することもできるものとする。なお、非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開する。
- (2) 本検討会の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部において行う。

## (参考2)

### 個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会収集者名簿

青木 富三 雄	(一社) 住宅生産団体連合会環境・安全部長
大木 勇雄	(一社) 建設産業専門団体連合会副会長
小野 秀昭	(株) 運輸・物流研究室取締役フェロー
鹿野 菜穂子	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
白下部 治	東京工業大学名誉教授
小菅 元生	日本労働組合総連合会総合政策推進局労働法制局局長 (～第6回検討会)
清水 長	陸上貨物運送事業労働災害防止協会埼玉県支部朝霞分会長
鈴木 重也	(一社) 日本経済団体連合会労働法制本部長
高山 典久	(一社) ITフリーランス支援機構代表理事
田久 悟	全国建設労働組合総連合労働対策部長
出口 和則	(一社) 全国建設業協会労働委員会委員
土橋 律	東京大学大学院工学系研究科教授
中村 昌允	東京大学工学系研究科非常勤講師
本多 敦郎	(一社) 日本建設業連合会安全委員会安全対策部会長
三柴 丈典	近畿大学法学部教授
森 晃爾	産業医科大学産業生態科学研究所教授
山脇 義光	日本労働組合総連合会総合政策推進局労働法制局長 (第7回検討会～)

(50音順)

(参考3) 資料3より抜粋

## 論点(案)

### (3) 個人事業者等に対して健康リスクを生み出す者等による措置のあり方

#### 【長時間の就業による健康障害の防止】

＜発注者等から依頼される業務の性質上、就業時間が特定される場合※の対応＞

※以下に掲げるような特定のケースで働く個人事業者等を想定

- ①発注者等が1日に配達すべき荷物量を指定するなど、発注者等が、日々の業務量を具体的に管理・指定しているようなケース
- ②映画の撮影現場のように、個人事業者側で業務量や業務時間を自由にコントロールできないようなケース
- ③個人事業者等が、発注者等の事業場に常駐して、発注者等の労働者や他の個人事業者等と共同で一つのプロジェクトに従事するなど、個人事業者側で業務時間を自由にコントロールできないケース

- 個人事業者等に仕事を発注する者又は当該仕事を管理する者（プラットフォーマーも含む。以下「発注者等」という。）から依頼される場合、就業時間が特定される場合も考えられるが、そのような場合に個人事業者等の就業時間が長時間になりますに、発注者等に対するどのようなことを求めることが考えられるか。**長時間就業による健康への影響を防止する観点から、安全衛生を損なうような長時間就業とならないような配慮はどうか。**

※ 労働安全衛生法第3条第3項は「建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないよう配慮しなければならない。」と規定して請負契約の発注者に安全衛生の確保のための必要な配慮を求めている。

- 個人事業者等の就業時間が特定される場合において、就業時間が長時間になってしまった個人事業者等の健康を守るために発注者等に対してどのようなことを求めることが考えられるか。**個人事業者等から求めがあつた場合に、医師による面接指導を受ける機会を発注者等が提供することについて、どう考えるか。**

## 論点（案）

### （3）個人事業者等に対して健康リスクを生み出す者等による措置のあり方

#### 【メンタルヘルス不調の予防】

- 個人事業者等に過度なストレス等が生じないようにするために、発注者等に対しどのようにことを探求することが考えられるか。

#### 【健康診断の受診の促進】

- 発注者等に対し、個人事業者等に対する健康診断に関する情報提供や受診機会提供について配慮を求めるごととしてはどうか。健診費用を安全衛生経費として契約に盛り込むことについてはどう考えるか。

#### 【作業環境による健康障害等の防止】

- 発注者等から依頼される業務の性質により就業場所が特定される場合も考えられるが、そのような場合は、当該就業場所の適切な環境確保のために必要な措置※が講じられていることを発注者等が確認することとすべきか。また、当該就業場所を発注者等が管理していない場合には、当該場所を管理・貸与する者（建築物貸与者）に、これらの措置が講じられていることを確認することとすべきか。

※室内的温度管理、気積の確保、照度の確保、便所の設置など

- 労働者が客先に常駐して就業する場合など、労働者の就業場所を事業者が自ら管理している場合についても、同様の考え方（当該場所を管理・貸与する者（建築物貸与者）に必要な措置が講じられていることを確認する）でよいか。

## (参考4)

第11回「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」

資料1より抜粋

### 【健康診断の受診の促進】

- 国は、発注者等に対し、個人事業者等に対する健康診断に関する情報提供や受診機会提供について配慮を求ることとする。
- 健診費用を安全衛生経費として契約に盛り込むことについては、引き続き検討中・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 別紙⑦

## 別紙⑦ 健診費用を安全衛生経費として契約に盛り込むことについて

### 個人事業者等による健診診断受診に要する費用に関する視点

- ・ 必要な経費について、発注時の費用として価格転嫁できるということも周知すべき。
- ・ 健康診断の受診率を高めるため、健診の経費を契約に盛り込ませる取組も重要。
- ・ 個人事業者の場合は、健康診断実施後の事後措置の仕組みがないため、費用だけ契約に盛り込んで実効性がない。

等の議論があつたが、受診する健康診断の目的や注文者が注文する仕事の内容が個人事業者等の健康に及ぼす影響、業務受注の反復継続性などを踏まえ、以下のとおりとしてはどうか。

### これまでの議論を踏まえた事務局案

#### 《特殊健診診断について》

- 法第3条第3項においては、「仕事を他人に請け負わせる者は、「安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないよう配慮しなければならない」旨が定められており、これには「請負金と費用等」についての配慮も含まれていることから、労働者であれば特殊健診が必要となる業務を反復・継続して個人事業者等に注文し、当該個人事業者等が常時、特殊健診が必要となる場合に就くこととなるような場合には、請負契約に当該健診費用を安全衛生経費として盛り込むことをガイドライン等により示し、注文者に対してはどうか。

#### 《一般健診診断について》

- 一般的な健康管理は個人事業者等自身で行うことが基本であるものの、個人事業者等が健康に就業することは、当該個人事業者と継続的に業務を行なう注文者にとっては、事業継続の観点からも望ましいことから、契約期間が1年を超えるような請負契約や、契約期間が1年に満たなくとも特定の事業者と契約を締結している場合については、請負契約に一般健診費用を安全衛生経費として盛り込むことが望ましいことをガイドライン等により示してはどうか。  
ただし、40歳以上の個人事業者等についてには、高齢者医療確保法に基づき、保険者に特定健診（安衛法の一般健診と同じ健診項目）の実施が義務づけられたり、個人事業者等は無料で健診を受診することができるところから、一般健診費用を盛り込む必要はないこととしてはどうか。

(対後藤大臣)

4月25日 参・内閣委 塩村 あやか 君

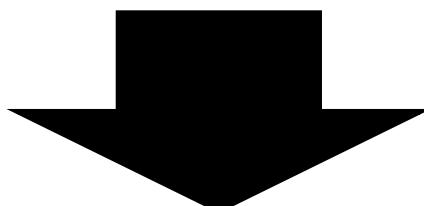
問18（対大臣）. フリーランスの生活基盤について、政府の評価と分析如何。

- 1 令和2年に内閣官房が関係省庁と連携して実施したアンケート調査によれば、いわゆるフリーランスについて、
  - ・主たる生計者が本業として行うフリーランスの年収は、年収200万円以上300万円未満が19%と最も多く、
  - ・雇用者（※）としての年収と同程度の水準にあるものと承知している。
- ※ 雇用されている労働者
- 2 他方で、令和3年に内閣官房が関係省庁と連携して実施したアンケート調査によれば、フリーランスは、報酬の不払いや支払遅延を始めとしたトラブルを経験する方が多く、かつ、特定の発注者への依存度が高い傾向にあることが確認できており、発注事業者との関係において、不当な不利益を受けやすい立場にあると考えられる。
- 3 このため、今回の法案により、フリーランスの方々が安定的に働くことができる環境を整備することとしたもの。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 渡辺 正道

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]



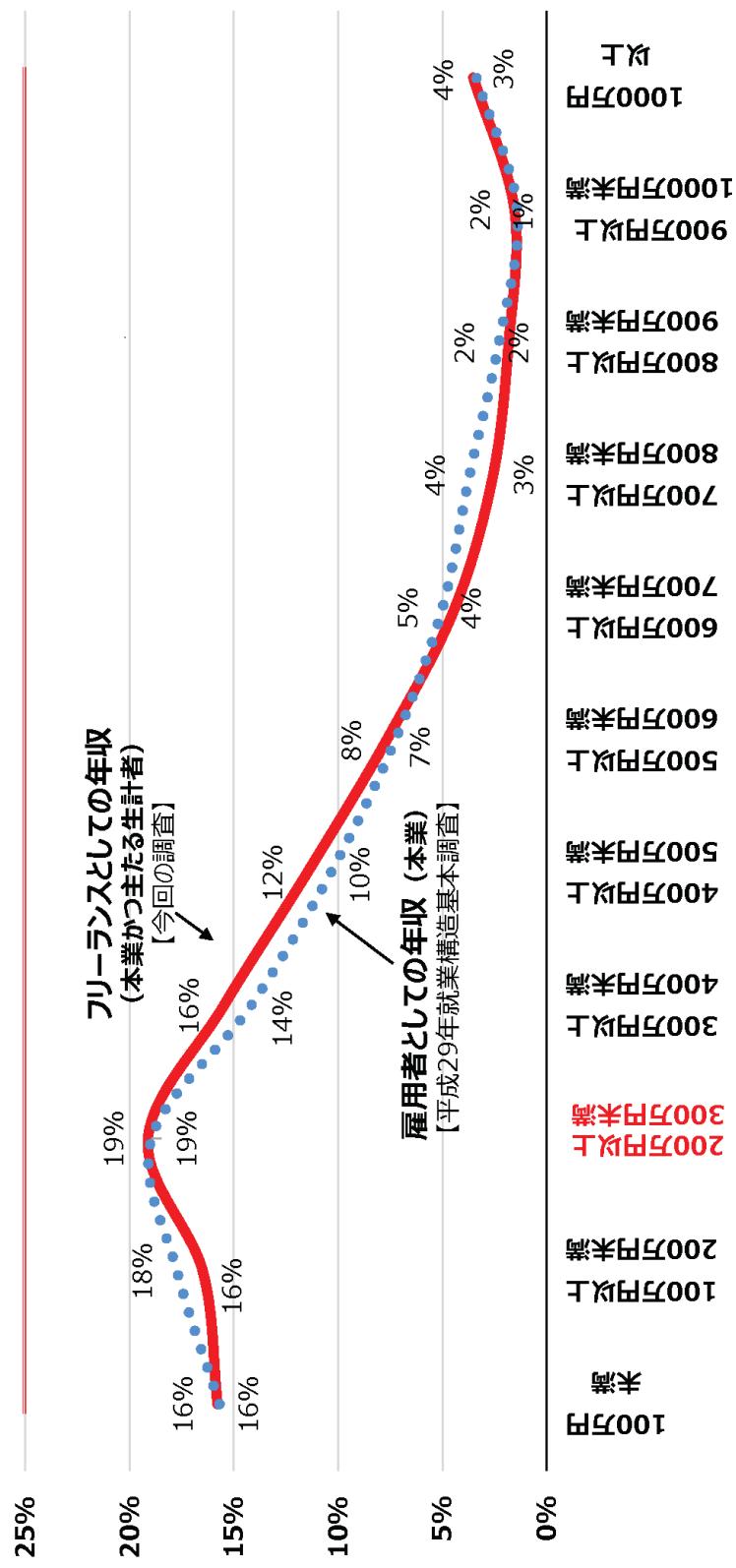
※参考資料のみ続く

## (参考1) 令和2年アンケート調査（フリーランスとしての年収）

### フリーランスとしての年収

#### 就業状況

○ 主たる生計者が本業として行うフリーランスの年収(は、年収200万円以上300万円未満が19%と最も多い（雇用者としての年収と同傾向）。



(注) 「あなたのフリーランスとしての直近一年間の年収を教えてください。」（単一回答）という設問への回答を集計。ただし「答えたくない」と回答した者を除いて集計  
(n=2,129)。主たる生計者は、世帯の中でも所得が富い者。この設問における「年収」とは「事業としての収入（売上高）ではなく、収入（売上高）から必要な経費等を差し引いた所得の額であって社会保険料及び税を差し引く前の額」を指す。

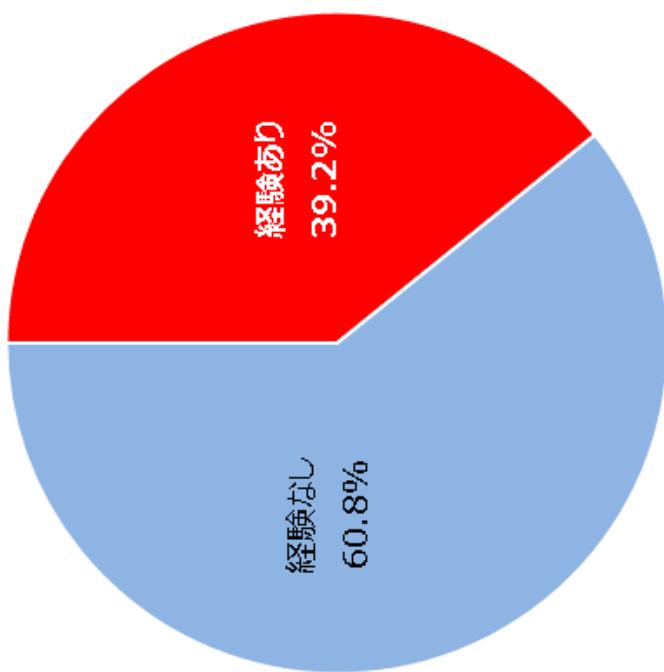
(出所) 雇用者としての年収：総務省「平成29年就業構造基本調査」を基に作成。

## (参考2) 令和3年アンケート調査（依頼者から納得できない行為を受けた経験）

### フリーランス 依頼者から納得できない行為を受けた経験

○直近3年間の取引で、依頼者から納得できない行為を受けた経験があるフリーランスは39.2%。

#### 依頼者から納得できない行為を受けた経験



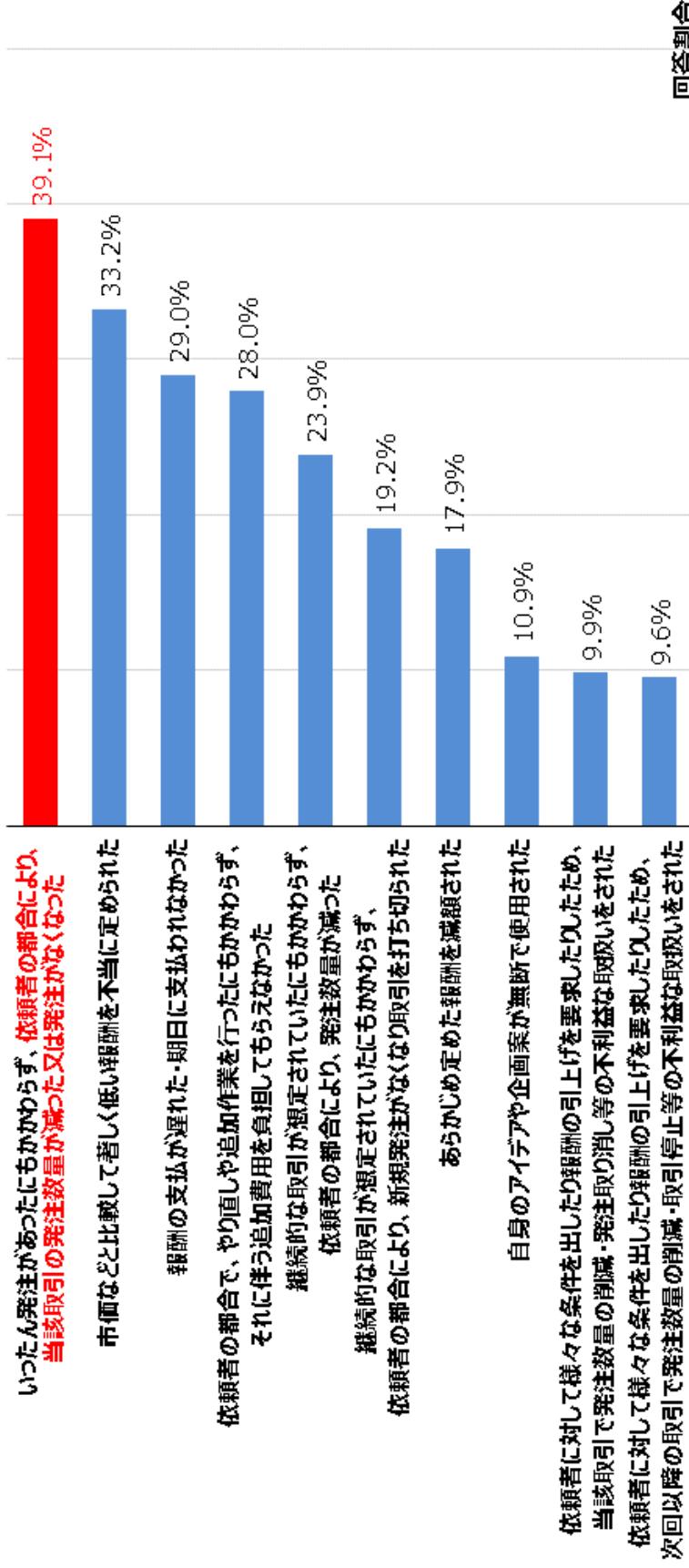
〔注〕 フリーランスは「実店舗ではなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者」〔農林水産従事者は除く〕と定義。  
「直近3年間の取引において、依頼者から、次のようなあなたが納得できない行為を受けたことがありますか。」〔複数回答〕という設問への回答を集計〔回答数=4,243〕  
〔出所〕 フリーランスを対象に、2021年7月20日～8月20日にかけて内閣官房、公正取引委員会、厚生労働省及び中小企業庁が共同で実施したアンケート調査を基に作成。

## フリーランス

## 納得できない依頼者の行為の内容

- 納得できない依頼者の行為の内容として、依頼者の都合による発注取消しや発注量減少が39.1%を占める。

### 納得できない依頼者の行為の内容（上位10項目）



(注) フリーランスは「実店舗ではなく、雇人もいない自営業主や一人社長であつて、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者（農林水産従事者は除く）」と定義。「直近3年間の取引において、依頼者がから、次のようなあなたが納得できぬ行為を経験したことがある者（回答数：1,663）を母数として集計し、上位10項目を抜粋。

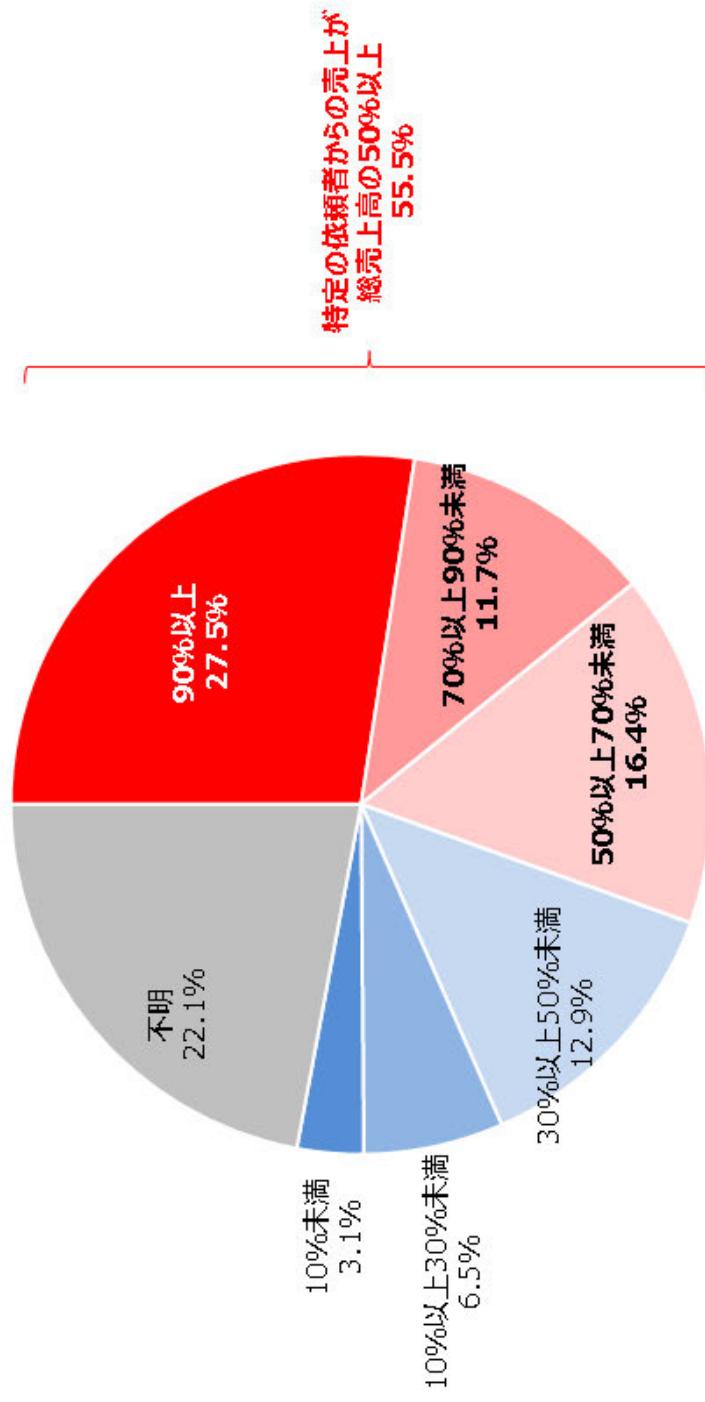
(出所) フリーランスを対象に、2021年7月20日～8月20日にかけて内閣官房、公正取引委員会、厚生労働省及び中小企業庁が共同で実施したアンケート調査を基に作成。

## フリークス

## 特定の依頼者への売上依存度

○フリーランスの売上依存度を見ると、特定の依頼者に50%以上の売上が集中するフリーランスが5割を超えており、特定の依頼者への依存度が高い傾向がある。

特定の依頼者からの売上が総売上高に占める割合



(参考4) 令和3年アンケート調査（特定の依頼者への売上依存度）

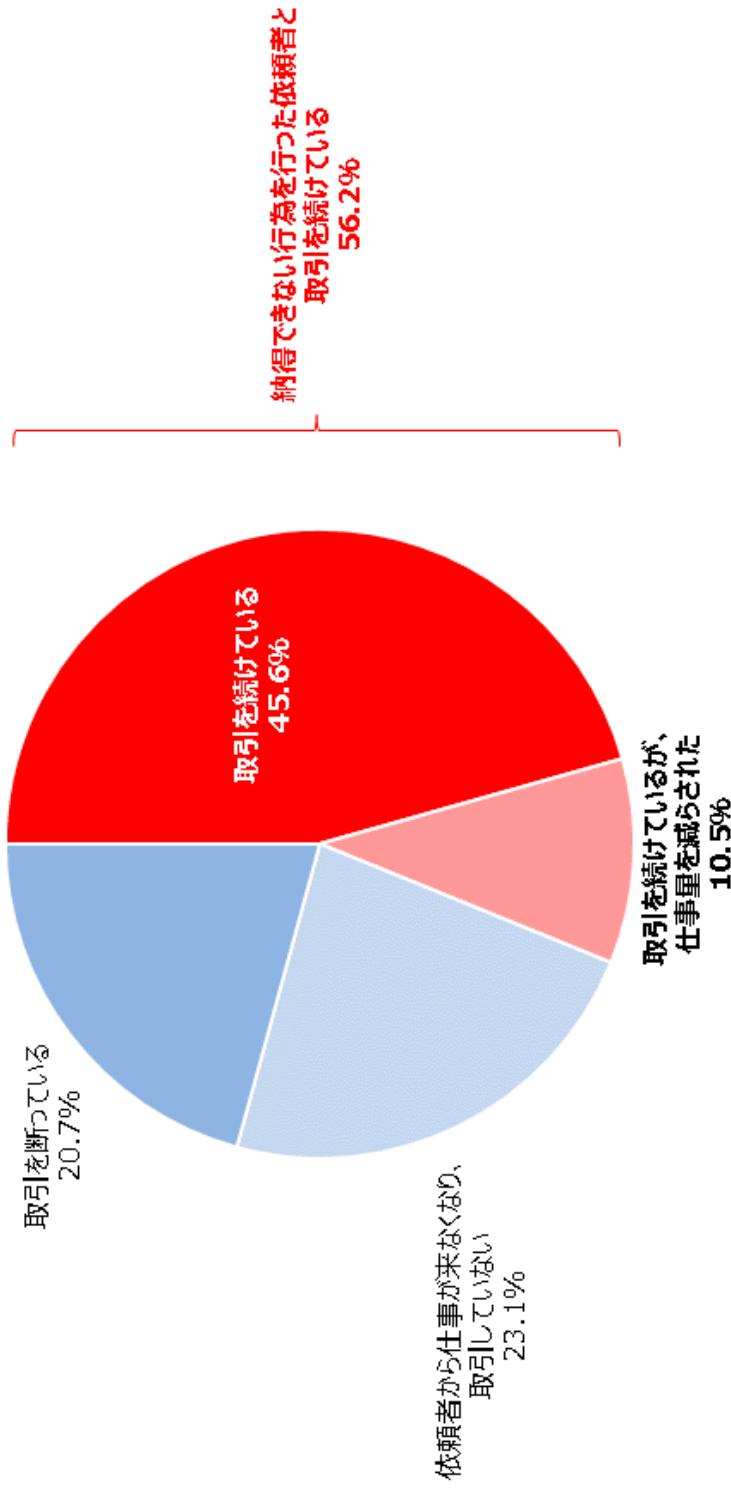
〔注〕フリーランスは「実店舗はなく、雇人もいない自営業主や一人社長であつて、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者（農林水産従事者は除く）」と定義。  
〔あなたの大仕事の依頼者のうち、あなたの売上金額が最も大きい者に対する売上金額〕に占める割合を  
お答えください。」（単一回答）という設問への回答を集計（回答数：4,243）  
〔出所〕フリーランスを対象に、2021年7月20日～8月20日にかけて内閣官房、公正取引委員会、厚生労働省及び中小企業庁が共同で実施したアンケート調査を基に作成。

## (参考5) 令和3年アンケート調査（納得できない行為を行った依頼者とその後の取引状況）

### フリーランス 納得できない行為を行った依頼者とのその後の取引状況

○ 納得できない行為を行った依頼者とその後も取引を続いている者は、56%。

### 納得できない行為を行った依頼者とのその後の取引状況



（注）フリーランスは「実店舗ではなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者（農林水産従事者は除く）」と定義。

「納得できない行為を行った依頼者とは、その後、取引をしてしましますか。」（単一回答）という設問への回答を集計（回答数：1,663）。

（出所）フリーランスを対象に、2021年7月20日～8月20日にかけて内閣官房、公正取引委員会、厚生労働省及び中小企業庁が共同で実施したアンケート調査を基に作成。

(対後藤大臣)

4月25日 参・内閣委 塩村 あやか 君

問19(対大臣) コロナ禍がフリーランスに与えた影響と問題点について、認識如何。

1 独立行政法人労働政策研究・研修機構の調査 (※)

によれば、2020年4月時点の「フリーランスで働く者」を対象に、新型コロナウイルス感染症に関連した、自身の仕事(事業活動)や収入にかかる影響の有無を尋ねると、

- ・ 6割超が「大いに影響があった」、あるいは、「ある程度影響があった」と回答し、
- ・ その内容としては、「業績への影響(売上高・収入の減少)」が最も多く(49.9%)、
- ・ 次いで「新規受注や顧客の減少、消失」(19.9%)や「既に受注していた仕事(イベントやツアー等含む)の中止や延期」(17.3%)、「事業活動(生産、販売、サービス)の抑制や休止」(16.6%)等となっている。

※「新型コロナウイルス感染拡大の仕事や生活への影響に関する調査」

2 なお、「民間企業の雇用者」に対する調査結果では、新型コロナウイルス感染症に関連した自身の雇用や収入にかかる影響の有無は、「大いに影響があった」、あるいは、「ある程度影響があった」との回答が3割程度(33.3%)となっていることから、雇用者と比較して、フリーランスの方がコロナ禍の影響が大きい可能性も示唆される。



3 また、フリーランスを対象に、民間が実施した調査（※）によれば、

- ・ 2020年度の事業収益がコロナ禍前の2019年度に比べ減少する見込みと回答した割合は、55.5%となつており、
- ・ コロナ禍の影響の内容としては、「取引先の業務自粛による取引停止」が44.4%と最も多く、
- ・ 次いで、客数の減少（37.9%）、自身の業務自粛（22.9%）となっている。

さらに、事業収益が減る見込みと回答したフリーランスについてその理由を聞いたところ、

- ・ 取引先事業者の倒産や業務縮小による受注減、
- ・ イベント中止による収益減、
- ・ 経営不振によりフリーランスとの契約を中途解約し社員による運営への切り替え、などの事例が挙がっている。

※出所：フリーランス白書（2021年）（一般社団法人プロフェッショナル＆パラレルキャリア・フリーランス協会）

4 さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、政府がフリーランスとして働く者に支援策を講じる中で、契約書面が交付されていないため、仕事がキャンセルになったことを証明できない、といった声も聞かれたと承知している。

5 このように、新型コロナウイルス感染症の拡大は、飲食業、サービス業や小売業をはじめとして日本経済のさまざまな部門に大きな影響を与え、フリーランスの仕事や生活にも深刻な状況をもたらしたと認識している。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 渡辺 正道

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

(参考1) フリーランス白書2021(調査期間:2020年12月23日~2021年1月25日)

(事業収益にあたえる影響)

- ・今年度の事業収益の着地がコロナ禍前の2019年度に比べ減少する見込みと回答した割合は、55.5% (n=393) であった。

(コロナ禍の影響の内容)

- ・「取引先の業務自粛による取引停止」が44.4% (n=225) が最も多く、次いで、客数の減少37.9% (n=192)、自身の業務自粛22.9% (n=116)となっている。

## （参考2）R4.4.12 第5回新資本実現会議資料

一般社団法人プロフェッショナル＆パラレルキャリア・フリーランス協会が、2020年12月23日－2021年1月25日までの期間に実施した調査結果によれば、事業収益が減る見込みと回答したフリーランスについてその理由を聞いたところ、取引先事業者の倒産や業務縮小による受注減、イベント中止による収益減、経営不振によりフリーランスとの契約を中途解約し社員による運営への切り替え、などの事例が挙がっている（次頁参照）。

## フリー・ランス

# コロナ禍がフリー・ランスの事業収益に与えた影響

- 事業収益が減る見込みと回答したフリー・ランスについてその理由を聞いたところ、取引先事業者の倒産や業務縮小による受注減、イベント中止による収益減、経営不振による収益減、などの事例が挙がっている。

## 事業収益減の内容や理由

- ・ 10年間フリー・ランスのディレクターとして、地方テレビ局で番組制作をしていましたが、4月からの緊急事態宣言で番組が自粛、そのため、**フリー・ランスを全員解雇し、社員による運営に切り替えました。**持続化給付金で生活していましたが、9月にテレビ局が経営不振のため、秋から急遽個人で営業しテレビ以外の動画制作ネットの進出でしたが、**機材などを自分で揃える苦しみがありました**。そのため、秋から急遽個人で営業しながら、未収入のため家賃補助金や、社会福祉協議会の貸付で生活をしています。テレビ業界の不振は予測はできましたが、コロナがなればもう少し持つていたはずで、その間に機材を助成金で揃えたくても、**パソコンに対する助成金はなかなか出ません**ので（動画制作に使っています。（50代女性、出版・メディア系））困っています。
- ・ 2/25まではオリンピックの影響で通年より忙しくしていましたが、それ以降5ヶ月無収入でキャンセル料の支払いや積み重なり、8月以降も数本の仕事しかなく**キャンセル料支払いの方が多く10ヶ月連続赤字**。2回目の宣言によりまた1/8から全ての仕事が中止で収入ストップ。補償もなく身近な知る所だけ40社の倒産発表が出ました（40代男性、技術開発系）
- ・ 音楽演奏を生業としております。**全国規模のツアーブームの中止になりました**。無観客の配信ライブをなんとか開催し、食いつないでいるような状況です。年末～年明けからの**再開のムードも第三波の影響で白紙になりました**。（40代男性、芸術系）
- ・ 音楽教室の仕事は生徒一人につき年間42回レッスンだったが、経営者の独断で月3回レッスン固定に変更され、**生徒の月謝が下がりました**。（50代女性、芸術系）
- ・ **業務委託企業の倒産や業務の縮小で受注量が激減しました**。卸売業も取引先の販売減少の影響で売上の大幅減少、催事販売での開催期間の減少などが主な理由です。（60代男性、営業・販売・小売系）
- ・ 主要業務は**海外渡航し業務を行なっていました**。よって急遽、国内業務へ振り替えたが、これまでの報酬を埋めるまでには至らなかった。（50代男性、コンサルティング系）
- ・ ほとんどの仕事を新規で得ており、今年度は**直接営業の機会が無かったため、ほぼ皆無です**。（50代男性、企画系）

(注) 一般社団法人フロエフッシュホール＆パラレルキヤリア・フリー・ランス協会が、2020年12月23日～2021年1月25日までの期間においてインターネット調査を実施。「現時点での今年度事業収益の着地見込みを、昨年度と比較した場合の増減割合で教えてください。」という質問に対して、事業収益が減る見込みであると回答した者（393名）が「よろしければ増減の内容やその理由をくわしく教えてください。」という質問に対して自由回答を行ったもの（290件）の回答を抜粋。

(出所) 一般社団法人フロエフッシュホール＆パラレルキヤリア・フリー・ランス協会「フリー・ランス白書 2021」を基に作成。

### (参考3) R2.7.19 成長戦略実行計画

「さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、フリーランスとして働く人に大きな影響が生じており、発注のキャンセル等が発生する中、契約書面が交付されていないため、仕事がキャンセルになったことを証明できない、といった声もある。」

### (参考4) 雇用政策研究会（2020年12月24日）

- ・ JILPTの「新型コロナウイルス感染拡大の仕事や生活への影響に関する調査（個人調査）」によれば、新型コロナウイルスの影響により、フリーランスの多くが売上高の減少を経験しており、生活への影響は雇用者より大きい可能性も示唆される。

## （参考5）JILPTの「新型コロナウイルス感染拡大の仕事や生活への影響に関する調査（個人調査）」

### Ⅲ 「フリーランスで働く者」に対する調査結果 (P. 30)

#### 1. 新型コロナウイルス感染症に関連した自身の仕事や収入にかかる影響

2020年4月1時点の「フリーランスで働く者」(n=579)を対象に、新型コロナウイルス感染症に関連した、自身の仕事（事業活動）や収入にかかる影響の有無を尋ねると、6割超（60.3%）が大いにないしある程度、「影響があった」と回答し、その内容（複数回答）としては、「業績への影響（売上高・収入の減少）」が最も多く（49.9%）、次いで「新規受注や顧客の減少、消失」（19.9%）や「既に受注していた仕事（イベントやツアー等含む）の中止や延期」（17.3%）、「事業活動（生産、販売、サービス）の抑制や休止」（16.6%）、「感染予防など衛生管理負担の増加」（14.5%）等があがった（図表24）。

そのうえで、「2022年3月調査（JILPT第7回）」現在も「自営業・内職」で働いている場合（n=468）に、現在も継続している影響があるか尋ねると（複数回答）、引き続き「業績への影響（売上高・収入の減少）」が4割を超える（44.0%）、これに「新規受注や顧客の減少、消失」（15.0%）や「感染予防など衛生管理負担の増加」（10.9%）、「事業活動（生産、販売、サービス）の抑制や休止」（10.3%）等が続いた、「特にない」は6.0%となった。

### Ⅳ 「民間企業の雇用者」に対する調査結果

#### 1. 新型コロナウイルス感染症に関連した自身の雇用や収入にかかる影響

2020年4月1時点の「民間企業の雇用者」(n=4,307)を対象に、新型コロナウイルス感染症に関連した自身の雇用や収入にかかる影響の有無を尋ねると、大いにないしある程度、「影響があった」との回答が1/3（33.3%）で、具体的な内容（複数回答）としては、「収入の減少」（20.6%）が最も多く、次いで「勤務日数や労働時間の減少（休業を含む）」（13.6%）、「業務内容の変更」（5.0%）等があがった（図表16）。

(対後藤大臣)

4月25日 参・内閣委 塩村 あやか 君

問20(対大臣) フリーランスの所得向上の必要性について、認識如何。

- 1 (先ほども申し上げたが) 令和2年に内閣官房が関係省庁と連携して実施したアンケート調査によれば、いわゆるフリーランスについて、
  - ・主たる生計者が本業として行うフリーランスの年収は、年収200万円以上300万円未満が19%と最も多く、
  - ・雇用されている労働者としての年収と同程度の水準にあるものと承知している。
2. 一方で、持続的な経済成長に向けては、御指摘のフリーランスの報酬の引上げも含めて、成長と分配の好循環の実現が重要になる。  
このため、フリーランスが適正に報酬を得られる環境整備と、フリーランスの生産性向上を支援していくことが重要。
- 3 個人で事業を行うフリーランスについては、その性質上、一般的に、発注事業者との間で交渉力などに格差が生じると考えられる。  
このため、本法案では、通常相場に比べ著しく低い報酬の額を不当に定めることや報酬の減額の禁止などを盛り込むことにより、フリーランスに係る取引適正化を図っていく。
- 4 また、政府においては、経営改善等の経営課題に対応する「よろず支援拠点」の設置等を通じて、フリーランスを含めた中小企業・小規模事業者の生産性向上などを支援している。
- 5 こうした取組により、フリーランスが適正な報酬を得られる環境整備と、生産性向上を支援し、成長と分配の好循環を実現してまいりたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局  
フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 渡辺 正道  
連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

## (参考1) よろず支援拠点とは

### よろず支援拠点とは

#### <中小企業・小規模事業者等の状況> (2014年までの状況)

- ・ ①商工会、商工會議所は存在しているが、会員でない企業にとつては相談することに心理的なハードルが存在、②自社の課題が明確化されておらず、漠然とした質問をしたいが、誰に質問して良いか分からない、等の課題が存在。
- ・ 支援機関の観点からは、多様な支援機関が課題毎に存在しており、機能を有機的に結びつける機関が不在という課題もあつた。
- ・ これらの課題を踏まえ、2014年に、①ワンストップ機能、②コーディネート機能、③高度な経営アドバイス機能、を持つ「よろず支援拠点」を全国の都道府県に1箇所ずつ設置。

### 「よろず支援拠点」を設置 (2014年～)

#### 1. ワンストップ機能

「どこに相談したらよいのか分からない」といった中小企業・小規模事業者等に対しても、よろず支援拠点の専門家が課題を整理したうえで、的確な支援機関（地域の土業やITコーディネーター、弁理士等）等を紹介するとともに、国等の支援施策の活用促進や制度改善に関する要望を汲み取る、ワンストップ窓口機能を提供する。

#### 2. コーディネート機能

個々の支援機関では対応できない課題に取り組む。ハブとして、総合的な課題解決に取り組む。

#### 3. 高度な経営アドバイス

中小企業診断士やITコーディネーターをはじめとする様々な分野の専門家が、幅広い視野から、企業経営者が抱える課題の本質を見抜き、気付きを与えるとともに、市場動向やメディア戦略など企業経営の中身まで一步踏み込んだ支援を行う。

(対後藤大臣)

4月27日 参・内閣委 塩村 あやか 君

問21. フリーランスは、各種のセーフティネットが不十分であり、目先のお金のために仕事を詰め込んでしまい体調を崩し、死亡してしまう話も聞く。

フリーランスへの社会保障がしっかりと整備されていれば、防げることだと思うので、社会保障の構築について着実に進めるべきだと思うが、今後の取組について、大臣に伺う。

1. 昨年12月にとりまとめた「全世代型社会保障構築会議 報告書」では、

- フリーランス等について、その被用者性の捉え方などの検討を深め、必要な整理を行うとともに、より幅広い社会保険の在り方を検討する観点からの議論を着実に進めるべきとされ、
- 具体的には、「フリーランスとして安心して働く環境を整備するためのガイドライン」に照らして、現行の労働基準法上の「労働者」に該当する方々については、「被用者性」も認められ、被用者保険が適用される旨を明確化した上で、その適用が確実なものとなるよう、必要な対応を早急に講ずるべき、
- そのうえで、それ以外の「労働者性」が認められないフリーランス等に関しては、新しい類型の検討も含めて、被用者保険の適用を図ることについて、フリーランス等として働く方々の実態や諸外国の例なども参考としつつ、引き続き、検討を深めるべき  
とされている。



2. (報告書でも述べられているように、) 勤労者がその働き方や勤め先の企業規模・業種にかかわらず、ふさわしい社会保障を享受できるようにするとともに、雇用の在り方に対して中立的な社会保障制度としていく観点から、こうした課題への対応を着実に進めることは重要と考えている。

同報告書に基づき、今後は所管の厚生労働省において検討が進められるものと承知しているが、私としても検討状況をしっかりフォローアップしてまいりたい。

答弁作成責任者：内閣官房全世代型社会保障構築本部事務局参事官 横山 玄

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

## (参考資料1)

- 令和5年4月5日衆・内閣委における立憲・岩谷委員と後藤大臣のやりとり（抄）

○岩谷良平君

全世代型社会保障構築会議の報告書で、フリーランスにも被用者保険の適用を図ることについて検討を深めるべきだという風に書かれているわけなんですけれども、この点についても政府としてどう考えているか、大臣にお伺いしたいと思います。

○後藤大臣

昨年十二月に取りまとめた全世代型社会保障構築会議の報告書では、「フリーランス・ギグワーカーについて、その被用者性のとらえ方などの検討を深め、必要な整理を行うとともに、より幅広い社会保険の在り方を検討する観点から議論を着実に進めるべき」とされております。

具体的には、フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドラインに照らしまして、現行の労働基準法上の労働者に該当する方々については、これは被用者性も認められ、被用者保険が適用される旨を明確化した上で、その適用が確実なものとなるよう、必要な対策を早急に講ずるべきだと思います。

その上で、それ以外の、労働者性が認められない類型の検討も含めて、被用者保険の適用を図ることについて、フリーランス、ギグワーカーとして働く方柄の実態や諸外国の例なども参考としつつ、引き続き、検討を深めるべきものとされています。

報告書で述べられているように、勤労者がその働き方や勤め先の企業規模、業種にかかわらず、ふさわしい社会保障を享受できるようにするとともに、雇用の在り方に對して中立的な社会保険制度としていく観点から、こうした課題への対応を着実に進めることが重要だと考えております。

同報告書に基づきまして、今後は制度の所管の厚生労働省において検討が進められるものと承知しておりますけれども、私としても検討状況をしっかりとフォローアップしてまいりたいと思います。

## (参考2) 全世代型社会保障の構築に向けた取組について（令和4年12月16日全世代型社会保障構築本部決定）

全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築に向けた取組については、別紙に掲げる「全世代型社会保障構築会議 報告書～全世代で支え合い、人口減少・超高齢社会の課題を克服する～」（令和4年12月16日）に基づき、今後、政府として着実に進めていくものとする。

### III. 各分野における改革の方向性

#### 2. 働き方に中立的な社会保障制度等の構築

##### (1) 基本的方向

国民の価値観やライフスタイルが多様化し、働き方の多様化もますます進んでいる。こうした中で、格差の固定化や貧困の防止を図り、社会の分断を防ぐ観点からも、どのような働き方をしてもセーフティネットが確保され、誰もが安心して希望どおりに働くことができる社会保障制度等を構築することが求められている。

同時に、少子化対策の観点からも、子育て・若者世代が将来に展望を持つことができ、生涯未婚率の低下にもつなげられるよう、労働市場、雇用の在り方について不斷に見直しを図ることが重要であり、非正規雇用労働者を取り巻く課題の解決や、希望すれば誰もが主体的に成長分野などの企業へ円滑に移動できるような環境整備を図ることが必要である。このことは、「構造的な賃上げ」につながるとともに、国民所得の持続的な向上によって社会保障制度の持続可能性を支えることにもなる。

##### (2) 取り組むべき課題

###### ① 勤労者皆保険の実現に向けた取組

- 勤労者がその働き方や勤め先の企業規模・業種にかかわらず、ふさわしい社会保障を享受できるようにするとともに、雇用の在り方に対して中立的な社会保障制度としていく観点から、以下の課題への対応を着実に進めるべきである。

(中略)

###### ◆ フリーランス・ギグワーカーについて

フリーランス・ギグワーカーについて、その被用者性の捉え方などの検討を深め、必要な整理を行うとともに、より幅広い社会保険の在り方を検討する観点からの議論を着実に進めるべきである。

具体的には、まずは、「フリーランスとして安心して働く環境を整備するためのガイドライン」に照らして、現行の労働基準法上の「労働者」に該当する方々については、「被用者性」も認められ、適用除外の対象となる場合を除いて被用者保険が適用される旨を明確化した上で、その適用が確実なものとなるよう、必要な対応を早急に講ずるべきである。

そのうえで、上記以外の、「労働者性」が認められないフリーランス・ギグワーカーに関しては、新しい類型の検討も含めて、被用者保険の適用を図ることについて、フリーランス・ギグワーカーとして働く方々の実態や諸外国の例なども参考としつつ、引き続き、検討を深めるべきである。

## (参考3) フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン

### フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン（概要）

- 事業者とフリーランスとの取引について、独占禁止法、下請代金支払遅延等防止法、労働関係法令の適用関係を明らかにするとともに、これらの法令に基づく問題行為を明確化するため、実効性があり、一覧性のあるガイドラインについて、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省連名で策定し、フリーランスとして安心して働く環境を整備。

#### 第1 フリーランスの定義

- 本ガイドラインにおける「フリーランス」とは、実店舗がなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者。

#### 第2 独禁法、下請法、労働関係法令との適用関係

- 独占禁止法は、取引の発注者が事業者であれば、相手方が個人の場合でも適用されることから、事業者とフリーランス全般との取引に適用。  
○ 下請法は、取引の発注者が資本金1000万円超の法人の事業者であれば、相手方が個人の場合でも適用されることから、一定の事業者とフリーランス全般との取引に適用。  
○ これらの法律の適用に加えて、フリーランスとして業務を行っていても、実質的に発注事業者の指揮命令を受けていると判断される場合など、現行法上「雇用」に該当する場合には、労働関係法令が適用。

独  
禁  
法  
・  
下  
請  
法

#### 第3 フリーランスと取引を行う事業者が遵守すべき事項

##### 1 フリーランスとの取引に係る優越的地位の濫用規制についての基本的な考え方

- 自己の取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、フリーランスに対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、優越的地位の濫用として、独占禁止法により規制される。

##### 2 発注時の取引条件を明確にする書面の交付に係る基本的な考え方

- 優越的地位の濫用となる行為を誘発する原因とも考えられ、発注事業者が発注時の取引条件を明確にする書面をフリーランスに交付しない場合は、独占禁止法上不適切。  
○ 下請法の規制の対象となる場合で、発注事業者が書面をフリーランスに交付しない場合は、下請法第3条で定める書面の交付義務違反となる。

##### 3 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法上問題となる行為類型

- 優越的地位の濫用につながり得る行為について、行為類型ごとに下請法の規制の対象となり得るものも含め、その考え方を明確化。

- |                     |                                  |                           |
|---------------------|----------------------------------|---------------------------|
| (1) 報酬の支払遅延         | (2) 報酬の減額                        | (3) 著しく低い報酬の一方的な決定        |
| (4) やり直しの要請         | (5) 一方的な発注取消し                    | (6) 役務の成果物に係る権利の一方的な取扱い   |
| (7) 役務の成果物の受領拒否     | (8) 役務の成果物の返品                    | (9) 不要な商品又は役務の購入・利用強制     |
| (10) 不当な経済上の利益の提供要請 | (11) 合理的に必要な範囲を超えた秘密保持義務等の一方的な設定 | (12) その他取引条件の一方的な設定・変更・実施 |

#### 第4 仲介事業者が遵守すべき事項

##### 1 仲介事業者とフリーランスとの取引について

- 仲介事業者は、フリーランスが役務等を提供する機会を獲得・拡大することや、発注事業者や消費者が、フリーランスから良質廉価な役務等を受けることに貢献。  
○ 一方で、今後フリーランスと仲介事業者との取引の増加により、仲介事業者が取引上優越した地位に立ち、フリーランスに対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合も考えられる。

##### 2 規約の変更による取引条件の一方的な変更

- 規約の変更を一方的に行うことにより、自己の取引上の地位がフリーランスに優越している仲介事業者が、フリーランスに対して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるときは、優越的地位の濫用として問題となる。

労  
働  
関  
係  
法

#### 第5 現行法上「雇用」に該当する場合の判断基準

##### 1 フリーランスに労働関係法令が適用される場合

- フリーランスとして請負契約や準委任契約などの契約で仕事をする場合であっても、労働関係法令の適用に当たっては、契約の形式や名称にかかわらず、個々の働き方の実態に基づいて、「労働者」かどうか判断。  
○ 労基法上の「労働者」と認められる場合は、労働基準法の労働時間や賃金等に関するルールが適用される。  
○ 労剤法上の「労働者」と認められる場合は、団体交渉を正当な理由なく拒んだりすること等が禁止される。

##### 2・3 労働基準法における「労働者性」の判断基準とその具体的な考え方

- (1) 「使用従属性」に関する判断基準  
① 「指揮監督下の労働」であること（労働が他人の指揮監督下において行われているか）  
② 「報酬の労務対価性」があること（報酬が「指揮監督下における労働」の対価として支払われているか）  
(2) 「労働者性」の判断を補強する要素  
① 事業者性の有無（仕事に必要な機械等を発注者等と受注者のどちらが負担しているか等）  
② 専属性の程度（特定の発注者等への専属性が高いと認められるか。）

##### 4・5 労働組合法における「労働者性」の判断要素とその具体的な考え方

- (1) 基本的判断要素  
① 事業組織への組み入れ（業務の遂行に不可欠ないし枢要な労働力として組織内に確保されているか）  
② 契約内容の一方的・定型的決定（労働条件や労務の内容を相手方が一方的・定型的に決定しているか）  
③ 報酬の労務対価性（労務供給者の報酬が労務供給に対する対価などとしての性格を有するか）  
(2) 補充的判断要素  
④ 業務の依頼に応ずべき関係（相手方からの個々の業務の依頼に対し、基本的に応ずべき関係にあるか）  
⑤ 広い意味での指揮監督下の労務提供（労務供給者が、相手方の指揮監督の下に労務の提供を行っていると広い意味で解することができるか等）  
(3) 消極的判断要素（この要素が肯定される場合には、労働組合法上の労働者性が弱まる場合がある）  
⑥ 要著な事業者性（恒常に自己の才覚で利得する機会を有し自らリスクを引き受け事業を行なう者か）

(対後藤大臣)

4月25日 参・内閣委 塩村 あやか 君

問22（対大臣）．本法案のこれまでの審議において、「発注控え」が過度に発生しないよう本法案の内容を検討してきたという趣旨の答弁がなされているが、「発注控え」が懸念されると考えるその根拠を問う。

1. 本法案では、フリーランスを保護する観点から、下請代金法では規制対象にならない小規模な発注事業者であっても、従業員を使用し、フリーランスに業務委託を行う場合には、特定業務委託事業者としての規制が課せられることとなる。
2. 仮に、小規模な発注事業者に対して過剰な義務を課した場合、発注事業者が負担を避けようとして、フリーランスの代わりに、従業員を使用する同業の個人や小規模な事業者と取引しようとする「発注控え」のインセンティブが働くことが懸念される。
3. 現に、本法案の骨子について、昨年9月に行ったパブリックコメントにおいても、中小企業団体等から、発注事業者に過度な負担とならないよう要望する意見が寄せられている。
4. 本法案では、こうした発注控えが生じることがないように、発注事業者の負担と取引適正化の両面でバランスを取りながら、規制の内容を定めている。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局  
フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己  
連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

## （参考1）令和5年4月5日 衆・内閣委員会 議事録（抜粋）

○井坂委員 ・・・大臣に伺いますが、今回の法案では第三条の条件明示の項目が少な過ぎるのではないかでしょうか。

○後藤国務大臣 今、先生の方からある程度政府の方針も御説明いただいたわけですけれども、第三条第一項では、発注事業者がフリーランスに業務委託した場合に書面等により明示しなければならない項目が出ておりまして、そのほかに、受託、委託者の名称、業務委託をした日、給付の提供場所、給付の期日等の業種横断的な事項を定めることを予定しております、法定三つに加えて、四つ加えるということで検討をいたしております。

ただ、様々な業種の取引実態を踏まえつつ、引き続き、発注事業者の負担と取引適正化の両面でバランスを取りながら、関係者の意見をよく確認しながら、具体的な事項を定めることしたいというふうに思っております。

## （参考2）特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

（特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等）

- 第三条 業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって公正取引委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）により特定受託事業者に対し明示しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その明示を要しないものとし、この場合には、業務委託事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を書面又は電磁的方法により特定受託事業者に対し明示しなければならない。
- 2 業務委託事業者は、前項の規定により同項に規定する事項を電磁的方法により明示した場合において、特定受託事業者から当該事項を記載した書面の交付を求められたときは、遅滞なく、公正取引委員会規則で定めるところにより、これを交付しなければならない。ただし、特定受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合として公正取引委員会規則で定める場合は、この限りでない。

### (参考3) 本法案の明示事項（現時点の想定）と下請代金法の3条書面記載事項の差分

(黄色ハイライトは「その他の事項」)

記載事項	本法案	下請代金法
発注事業者・受注事業者の名称	○	○ (1号)
委託をした日	○	○ (2号)
給付・役務の内容	○	○ (2号)
給付・役務提供の期日 (期間で役務提供を委託する場合はその期間)	○	○ (2号)
給付・役務提供の場所	○	○ (2号)
下請代金・報酬の額（算定方法を含む）	○	○ (4号)
下請代金・報酬の支払期日 (検査する場合は) 検査完了日	○	○ (4号) ○ (3号)
支払方法 (手形支払の場合は) 手形の金額・満期	○	○ ○ (5号)
(ファクタリング等での支払の場合は) 金融機関の名 称・支払額・期日 (電子記録債権の場合は) 債権の額・支払期日	—	○ (6号) ○ (7号)
(原材料等を発注者から購入させる場合は) 品 名・数量・対価・引渡期日・決済期日と方法	—	○ (8号)
契約の期間	○	—
契約の終了事項	○	—
契約の中途解除の際の費用の取扱い	○	—

## （参考4）パブリックコメントにおいて、発注控えや発注事業者への負担を懸念する主な意見

○ [REDACTED]

報酬の支払期日を60日以内とする義務付け等についての運用上の配慮など「中小・小規模事業者の厳しい現状に沿った制度設計」を要望。

○ [REDACTED]

書面交付はフリーランス側から求められた場合のみの義務とするなど、小規模事業者にとって「過度な規制」「事務負担」にならないようすべきと要望。

○ フリーランス協会

発注者に負担を強いて発注控えが起こったり、フリーランスの手続きが無暗に煩雑化して本来の業務に支障が出たりすると、本末転倒であるとし、取引当事者それぞれの立場を考慮してバランスを取ろうとした法案骨子を評価するとの意見。

(対後藤大臣)

4月25日 参・内閣委 塩村 あやか 君

問23(対大臣) テレビ局が制作する番組に芸能事務所と専属契約を結んだフリーランスが出演する場合に、テレビ局と芸能事務所のどちらが委託事業者に該当するのかは、どのように判断されるのか。

【注】

1. 本法案では、議員御指摘のテレビ局、芸能事務所、フリーランスの三者が取引にかかる場合を含め、契約形態だけでなく取引実態も総合的に勘案し、フリーランスに対して実質的に「業務委託」をしたと認められる者が、業務委託事業者や特定業務委託事業者として、本法案の義務が課されることになる。
2. 実質的に「業務委託」をしたと認められるかどうかについては、一般的に、①委託内容への関与の状況、②金銭債権の内容・性格、③債務不履行時の責任主体等を総合的に考慮したうえで、実態に即して判断することとなる。
3. 今後、フリーランスと複数の当事者が関与する取引における業務委託事業者等の考え方について、公正取引委員会のガイドライン等の形で示してまいりたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]